

# 石川県景観計画 手続の手引き

平成 29 年 5 月

石 川 県

## 目 次

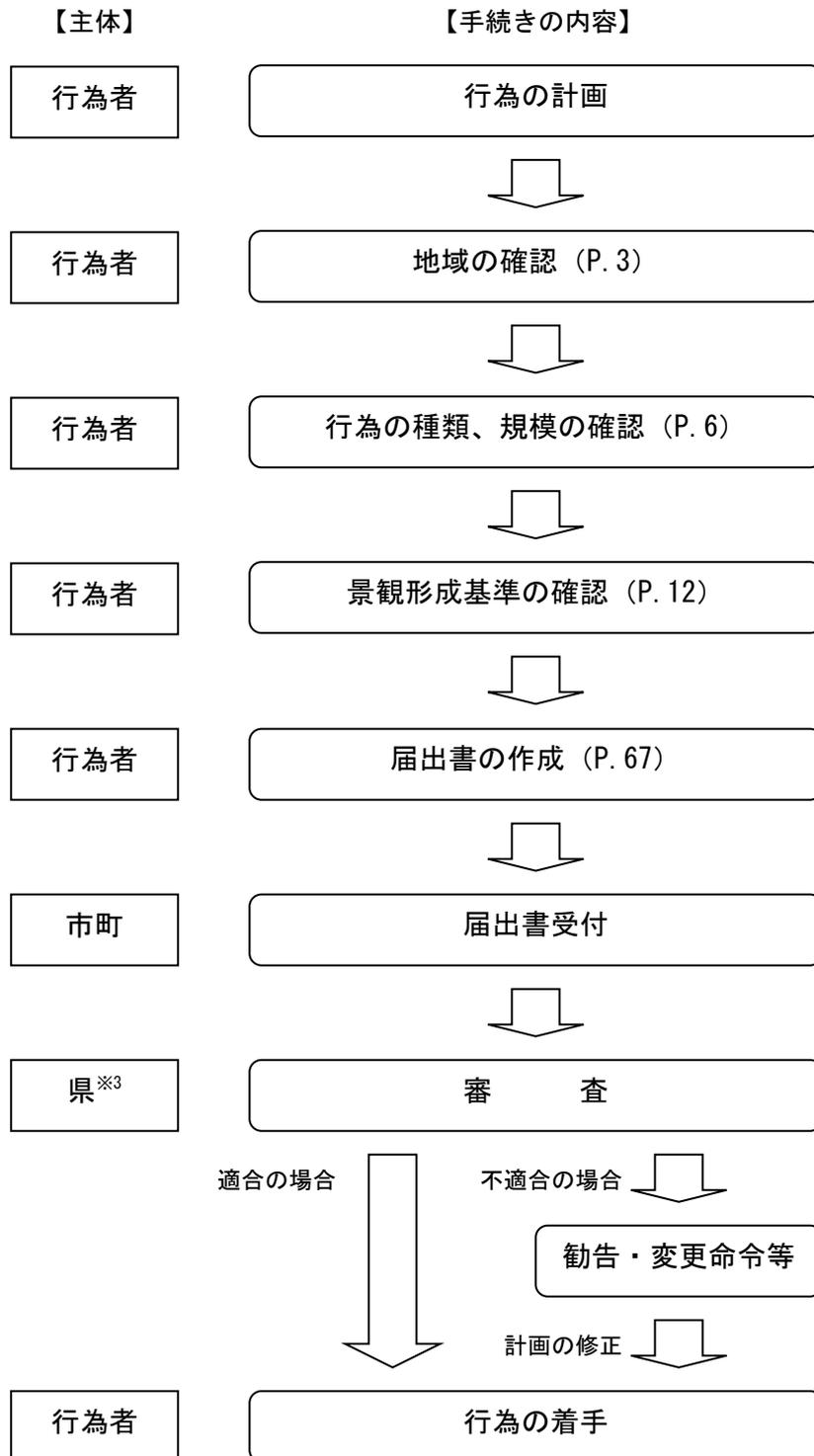
1. 手続きの流れ	1
2. 石川県景観計画の区域	3
3. 届出等が必要な行為	6
(1) 届出等対象行為	6
(2) 届出等の対象外となる行為	7
(3) 届出等対象行為の解説	9
4. 景観形成基準の解説	12
(1) 景観形成基準	12
(2) 基準の解説	15
5. 景観形成重点地区の景観形成基準の解説	33
・春蘭の里（能登町）	
(1) 景観形成基準	33
(2) 基準の解説	37
・奥のと里海 日置（珠洲市）	
(1) 景観形成基準	56
(2) 基準の解説	58
・神子原（羽咋市）	
(1) 景観形成基準	67
(2) 基準の解説	69
6. 様式等	77
(1) 様式	77
(2) 添付図書	77
(3) 提出部数	78
7. お問い合わせ・事前相談先	104

石川県景観計画の区域内<sup>※1</sup>では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出又は通知<sup>※2</sup>（以下「届出等」という。）が必要です。

※1 景観行政団体である市町（輪島市、七尾市、金沢市、白山市、小松市、加賀市）の区域を除く県全域。

※2 国の機関又は地方公共団体が行為を行う場合は通知となります。

1) 届出の場合



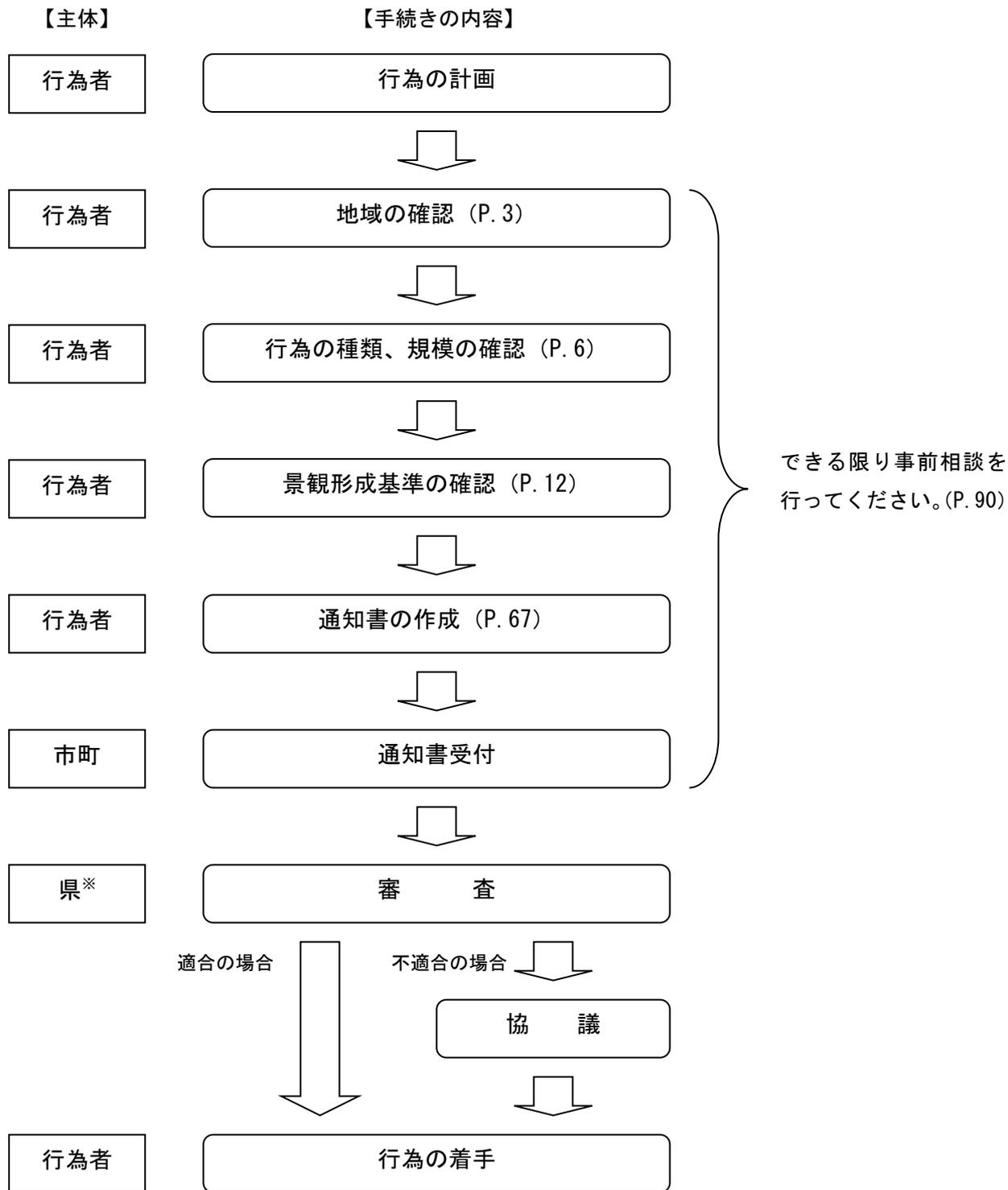
加賀市、小松市、七尾市又は穴水町の区域内では、石川県眺望計画の手続きが別途必要な場合があります。

できる限り事前相談を行ってください。(P. 90)

届出から30日間は行為に着手することができません。(場合によって、90日まで延長することがあります。)ただし、適合通知を受けた場合は、通知の日から着手することができます。

※3 野々市市域については野々市市

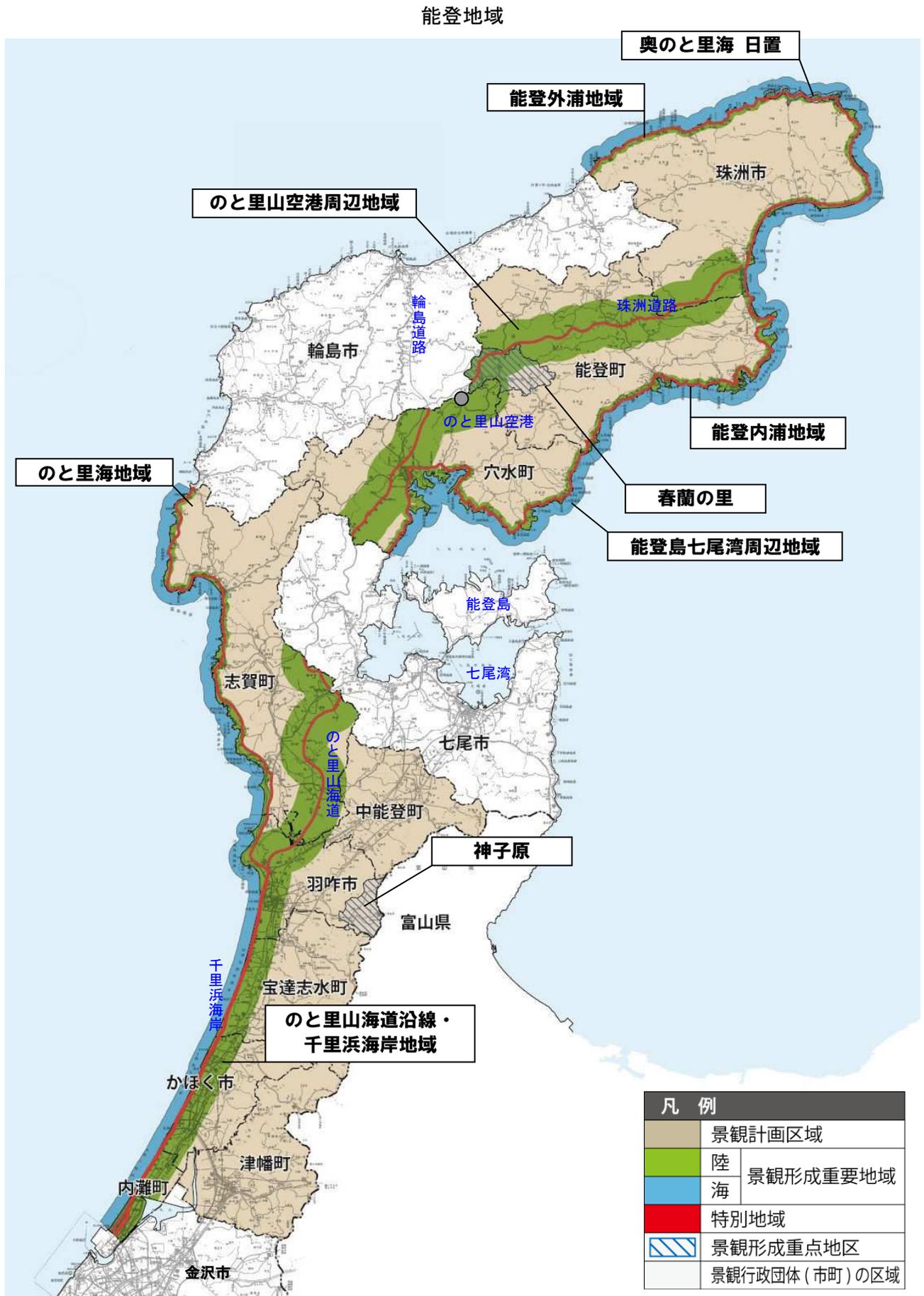
2) 通知の場合（行為者が国又は地方公共団体の場合）



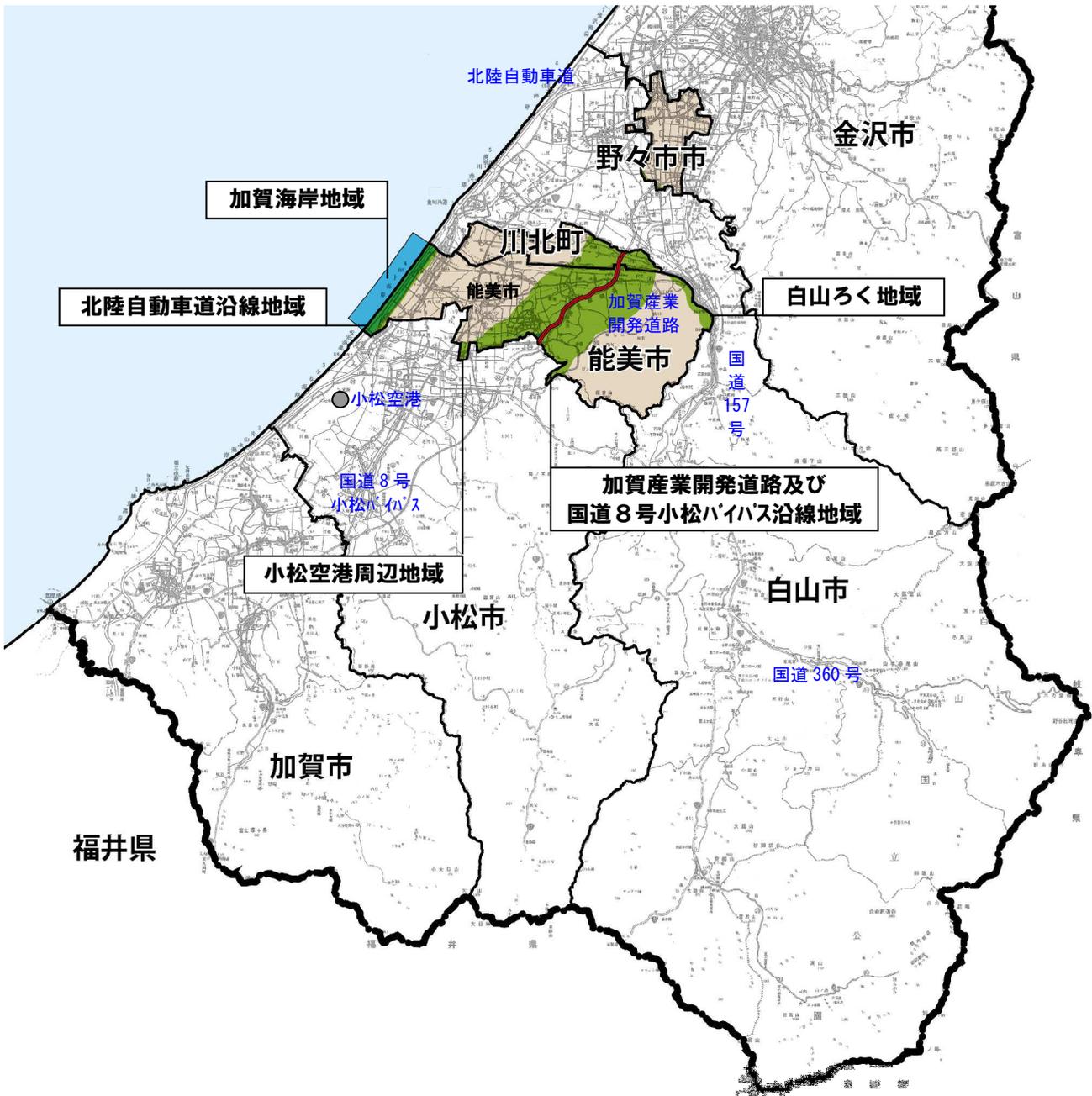
※ 野々市市域については野々市市

石川県景観計画では、全域（景観行政団体である市町の区域を除く。）を景観計画区域とし、地域の特性に応じて、景観形成重要地域、特別地域又は景観形成重点地区を指定しています。  
 ※詳細の図面については、所管する土木事務所建築課又は市町担当課で閲覧できます。





加賀地域



凡 例	
	景観計画区域
	景観形成重要地域
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域

## (1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模		
	景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	高さが13mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの又は建築面積が200㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	高さが13mを超えるもの 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが10mを超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が3,000㎡を超えるもの

行為の種類	届出等対象規模		
	景観形成重点地区		
	春蘭の里	奥のと里海日置	神子原
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築面積10㎡を超えるもの		
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが1.5mを超えるもの	高さが5mを超えるもの又は築造面積の合計が50㎡を超えるもの	高さが1.5mを超えるもの又は築造面積の合計が50㎡を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が300㎡を超えるもの		

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事

増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事

改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事

移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事

修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事

模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

【届出等の対象となる工作物】◎は景観形成重点地区で追加される工作物

- ・煙突
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安用通信設備用除く）
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁
- ・乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設
- ・太陽光発電設備等（建築設備以外）

◎電気通信等用の柱類（架空電線路用、電気事業者保安通信設備用など）

◎柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物以外）

（２）届出等の対象外となる行為

（１）に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

１）次の表に掲げる行為

行 為	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第 8 条第 1 号
仮設の建築物の建築等	条例第 27 条第 4 項第 1 号
仮設の工作物の建設等	政令第 8 条第 2 号
農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更	条例第 27 条第 4 項第 2 号
建築物の増築又は改築で、行為に係る部分の床面積が 10 ㎡未満のもの	規則第 8 条第 3 項第 1 号
建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）で、行為に係る部分の面積が 10 ㎡未満のもの	規則第 8 条第 3 項第 2 号
建築物等の外観の変更等で、行為に係る部分の面積が、各立面の 2 分の 1 以下のもの（景観形成重点地区を除く）	規則第 8 条第 3 項第 3 号

※法 ：景観法 政令：景観法施行令

条例：いしかわ景観総合条例 規則：いしかわ景観総合条例施行規則

## 2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

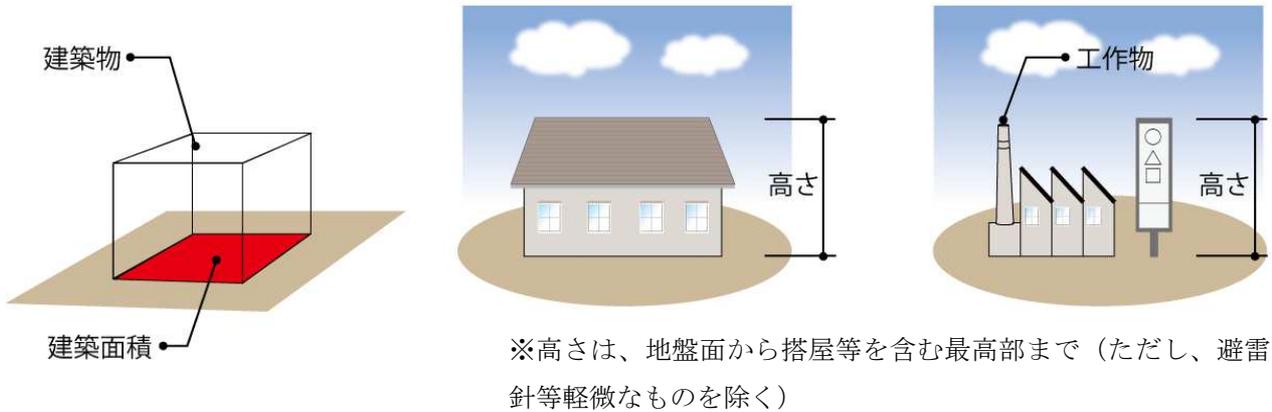
法令等	許可等	根拠条項
自然公園法	国立・国定公園内における公園事業の認可 (第10条第3項、第16条第3項)	規則第8条第1項第1号 ※奥のと里海 日置内においては、石川県景観計画において上乗せ許可基準が定められています。
	国立・国定公園内の特別地域、特別保護地区、海城公園地区における行為の許可 (第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項)	
	上記地域・地区において国等が行う行為の協議 (第68条第1項)	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	自然環境保全地域内の特別地域における行為の許可 (第121条第4項)	規則第8条第1項第2号
	上記地域において国等が行う行為の協議 (第126条第1項)	
	県立自然公園内における公園事業の認可 (第165条第3項)	
	県立自然公園内の特別地域における行為の許可 (第169条第4項)	
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第43条第1項)	政令第10条第3号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出 (第81条第1項)	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第125条第1項)	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知 (第167条第1項第6号)	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意 (第168条第1項)	規則第8条第1項第4号
	重要文化財の修理の届出 (第43条の2第1項)	
	史跡名勝天然記念物の復旧の届出 (第127条第1項)	
	重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出 (第139条第1項)	
文化財保護法施行令	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可 (第4条第2項)	政令第10条第3号
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第14条第1項、第35条第1項)	規則第8条第1項第5号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出 (第15条第1項、第36条)	
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物の表示等 (第4条、第5条)	政令第10条第4号

## 3) 次に掲げる行為

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (法第16条第7項第2号)
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (政令第8条第4号イ)
- ③その他景観法第16条第7項に掲げる行為

### (3) 届出等対象行為の解説

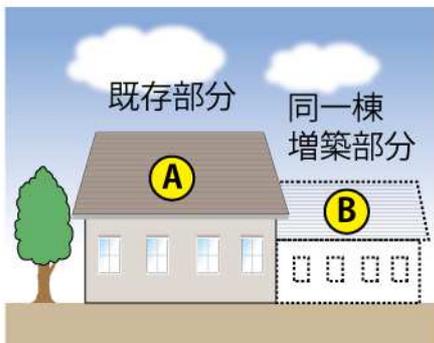
#### ■ 建築物等の新築の場合



#### ■ 建築物等の増築の場合

（例）景観計画区域（届出対象が建築面積 1,000 m<sup>2</sup>又は高さ 13m超）の場合。その他の地域については、P.6 も参照。

同一棟の増築の場合は、合計の建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は増築部分のみ適用となります。

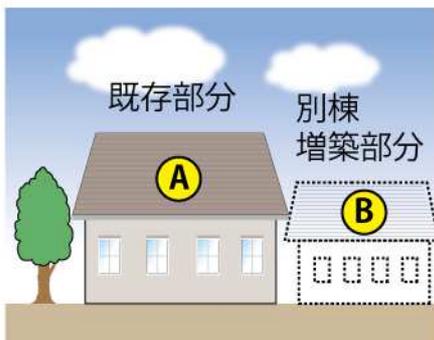


$A + B > 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出必要

$A + B \leq 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出不要

※ 増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には届出不要

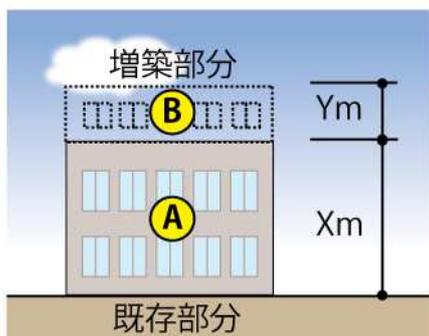
別棟の増築の場合は、増築部分の建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合、届出の対象となります。景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



$B > 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出必要

$B \leq 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出不要

既存建築物の上部に増築する場合は、合計の高さが13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が10㎡以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は増築部分のみ適用となります。

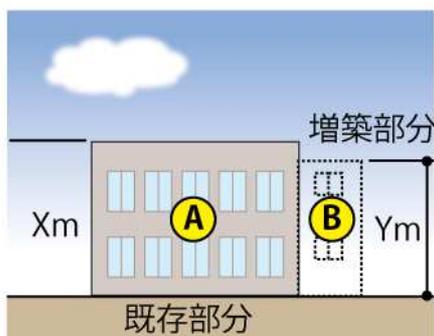


$X + Y > 13\text{m}$  → 届出必要

$X + Y \leq 13\text{m}$  → 届出不要

※増築部分の床面積が10㎡以下の場合には届出不要

既存建築物に添って増築する場合は、既存部分又は増築部分の高さが13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が10㎡以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



$X > 13\text{m}$ 又は $Y > 13\text{m}$  → 届出必要

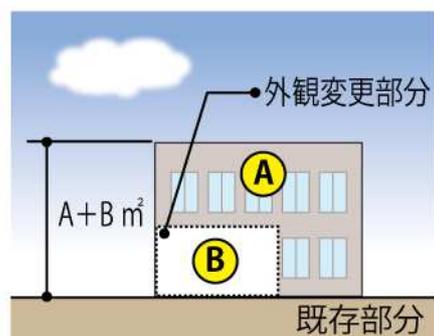
$X \leq 13\text{m}$ かつ $Y \leq 13\text{m}$  → 届出不要

※増築部分の床面積が10㎡以下の場合には届出不要

### ■ 建築物等の外観変更の場合

(例) 景観計画区域(届出対象が建築面積1,000㎡又は高さ13m超)の場合。その他の地域については、P.6を参照。

外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の場合は、変更部分が各立面の1/2を超える場合、届出の対象となります。ただし、変更部分の面積が10㎡以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は変更部分のみ適用となります。



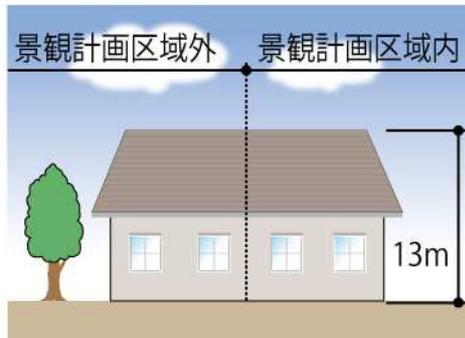
建築面積1,000㎡又は高さ13m超であって、

$B > (A + B) / 2$  → 届出必要

※  $B \leq 10\text{㎡}$ の場合には届出不要

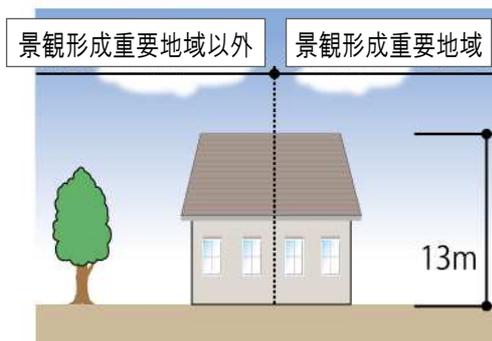
■ 行為が複数の区域にまたがる場合（建築物の場合）

行為が景観計画区域の内外にわたる場合は、建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>又は高さが 13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準は景観計画区域内のみ適用となります。



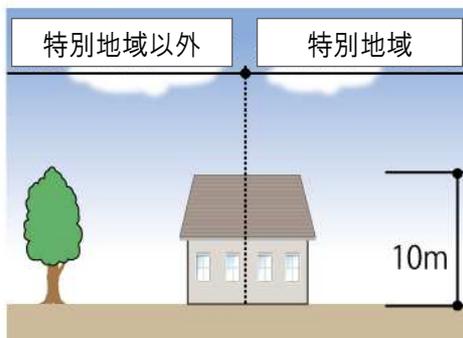
建築面積 > 1,000 m<sup>2</sup>  
 又は高さ > 13m → 届出必要  
 建築面積 ≤ 1,000 m<sup>2</sup>  
 かつ高さ ≤ 13m → 届出不要

行為が景観形成重要地域（特別地域を除く。）の内外にわたる場合は、建築面積が 500 m<sup>2</sup>又は高さが 13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



建築面積 > 500 m<sup>2</sup>  
 又は高さ > 13m → 届出必要  
 建築面積 ≤ 500 m<sup>2</sup>  
 かつ高さ ≤ 13m → 届出不要

行為が特別地域の内外にわたる場合は、建築面積が 200 m<sup>2</sup>又は高さが 10mを超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



建築面積 > 200 m<sup>2</sup>  
 又は高さ > 10m → 届出必要  
 建築面積 ≤ 200 m<sup>2</sup>  
 かつ高さ ≤ 10m → 届出不要

建築物の建築等の行為が周辺の景観と調和するよう、景観形成基準を次のとおり定めます。

### (1) 景観形成基準

#### 1) 建築物・工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。	P. 15
	・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。	
	・敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。	
	○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。	P. 16
	○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。	
	○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。	
	○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。	P. 17
	◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。	
	◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。	
	◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。	P. 18
形態 ・ 意匠	・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。	P. 19
	・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。	
	○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。	
	○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。	
	○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。	P. 20
	・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。	
	○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。	

項目	景観形成基準	参照頁
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>	P. 21
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。</li> <li>＜のと里海地域＞ ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（は）欄のとおりとする。 ただし、市街地部の区域は、別表2（ろ）欄のとおりとする。</li> <li>＜それ以外の特別地域＞ ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。</li> </ul>	P. 22   P. 23  P. 24
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</li> </ul>	P. 25
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> <li>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</li> <li>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</li> </ul>	P. 26   P. 27
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> </ul>	P. 28

	・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。	P. 29
	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。	
	・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。	
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。	

## 2) 開発行為

項目	景観形成基準	参照頁
盛土 ・ 切土	・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	P. 30
	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。	
	・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。	
のり面	・大規模なりのり面が生じないよう配慮する。	P. 31
	・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。	
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。	P. 32
	・景観に配慮した植栽計画とする。	

別表2 色彩の数値基準（JIS Z 8721による）

	(い) 景観形成重要地域	(ろ) 特別地域		
		0. 1R~5Y	5. 1Y~10Y	その他
色相	全色相	0. 1R~5Y	5. 1Y~10Y	その他
明度	8. 5以下	3~8. 5	3~8. 5	3~8. 5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

	(は) 特別地域 ※のと里海地域			
	外 観			うち屋根部分
	2. 6R~5YR	0. 1R~2. 5R、5. 1YR~10YR	その他	全色相
色相	2. 6R~5YR	0. 1R~2. 5R、5. 1YR~10YR	その他	全色相
明度	3~7	3~7	3~7	5以下
彩度	6以下	4以下	2以下	1以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合

## (2) 基準の解説

### 1) 建築物・工作物

#### ①位置・規模

- ・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。

#### 【解説】

道路や公園など多くの人々が利用する空間に接する建築物等は圧迫感や威圧感を与える場合があります。そのため、建築物等を後退させ、植栽や空地を設けることによって、圧迫感を軽減し、ゆとりのある空間を創出する配慮が必要です。

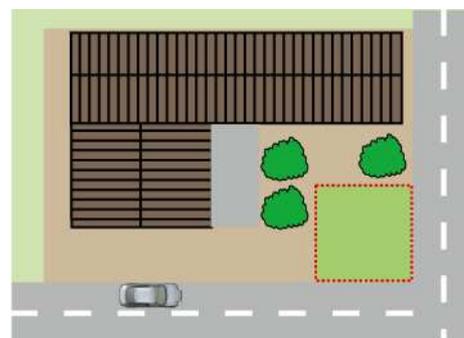


壁面後退により道路側空間を確保する。

- ・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。

#### 【解説】

街角スペースは、特にゆとりや潤いを創出する空間です。そのため、敷地が角地となる場合は、角地に空地を設けることによって、見通しを確保するとともに、ゆとりのある空間を創出する配慮が必要です。



街角スペースを確保する。

- ・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。

#### 【解説】

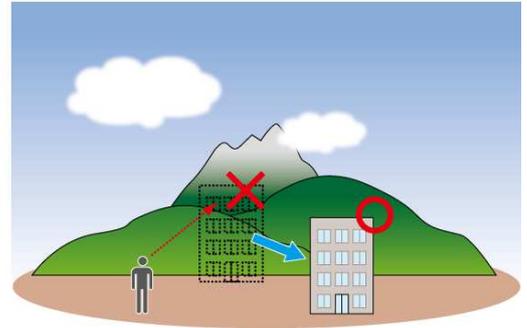
ひとつの敷地に設けられた多くの建築物等は、雑然とした印象を与える場合があります。そのため、集約したり、壁面の位置や高さを揃えるなどの配慮が必要です。



○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。

**【解説】**

優れた自然景観の眺望は、特に重要な景観のひとつです。そのため、観光地など主要な視点場からの景観を阻害しないよう、その位置に配慮する必要があります。

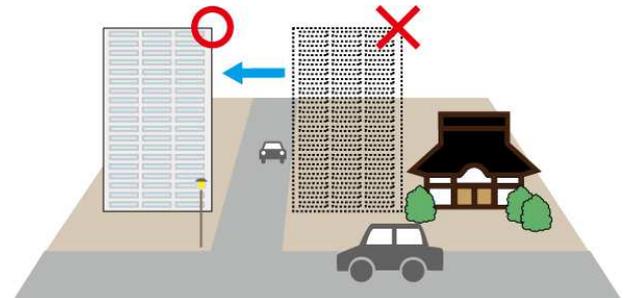


主要な視点場からの眺望を確保する。

○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。

**【解説】**

歴史的建造物や文化財などは地域の重要な景観資源です。そのため、建造物などからできるかぎり離すなど、景観資源を活かす配慮が必要です。



歴史的建造物等からできる限り離す。

○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。

**【解説】**

歴史的な街並みや街路景観の整っている地域の景観は、その連続性などによって構成されています。そのため、壁面の位置を揃えたり、空地を設ける際には門や塀を設けるなどの配慮が必要です。

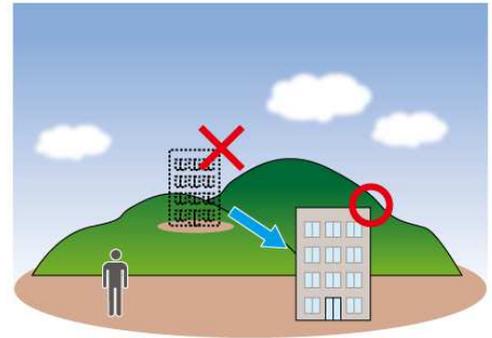


壁面を揃えたり、セットバックする際は門や塀を設置する。

○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。

**【解説】**

山並みや海岸線など自然のランドスケープは、その地域を代表する景観のひとつです。そのため、それらを広範囲に切らないように尾根から離して配置したり、高さを抑える配慮が必要です。



◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。

**【解説】**

低層な住宅地など、スカイラインはその街並みを特徴付けるものであることから、周辺と突出しないように高さを抑えるなどの配慮が必要です。

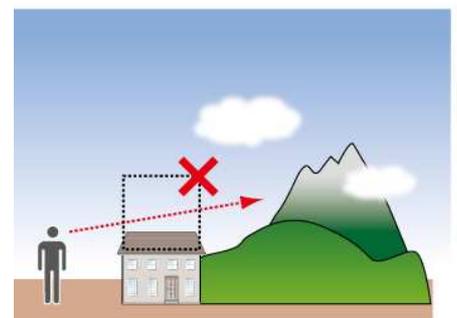


既存の街並みと高さを揃える。

◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。

**【解説】**

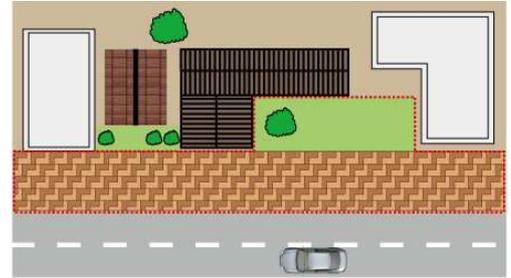
優れた自然などの眺望景観に影響のある位置となる場合は、高さを抑えるなどの配慮が必要です。



◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。

**【解説】**

壁面後退による空地はゆとりや潤いを創出する一方で、バラバラに後退すると統一感のない街並みとなってしまいます。そのため、隣接する空地との連続性に配慮して一体感のあるものとする配慮が必要です。



オープンスペースの仕上げを揃えたり、一体的な利用を図る。

## ②形態・意匠

・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。

### 【解説】

建築物などの形態や意匠が単独で優れていても、周辺と調和していない場合は地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、周辺と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。



低層部の形態を地域の個性と揃える。

・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。

### 【解説】

市街地には、賑わいや人々が集う魅力が必要です。そのため、その魅力ある都市景観の創出に寄与するような形態や意匠とする配慮が必要です。

○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。

### 【解説】

自然景観の優れた場所では、無機質な形態や奇抜な意匠はそぐわないものとなります。そのため、自然環境と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。

○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。

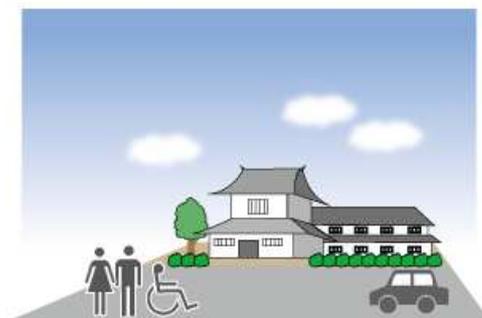
### 【解説】

それぞれの地域にはその個性や伝統による景観があります。そのため、それらに配慮した形態や意匠とする配慮が必要です。

○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。

**【解説】**

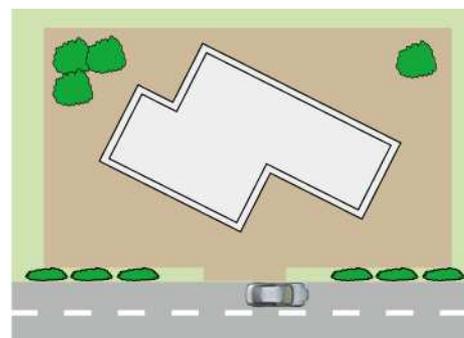
地域のランドマークとなる建物は、地域住民だけでなく、観光客など広く視線を集めるものです。そのため、周辺との調和だけでなく、シンボルとしての親しみや風格を感じさせる配慮が必要です。



・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。

**【解説】**

長大な壁面は、周囲に圧迫感を与えることがあります。そのため、分節や雁行したり、上部をセットバックさせるなどの配慮が必要です。



雁行により圧迫感を和らげる。

○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。

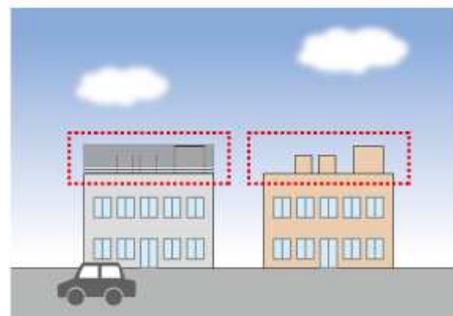
**【解説】**

特に農漁村集落などでは勾配屋根などによる街並みが広がっています。そのため、周辺と調和した形態とする配慮が必要です。

- ・ 外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。

#### 【解説】

エアコンの屋外機や高架水槽などは、ルーバーを設けたり、建築物の中に設置するなどの配慮が必要です。やむをえない場合は建築物と同色で塗装するなど、一体性を確保する配慮が必要です。

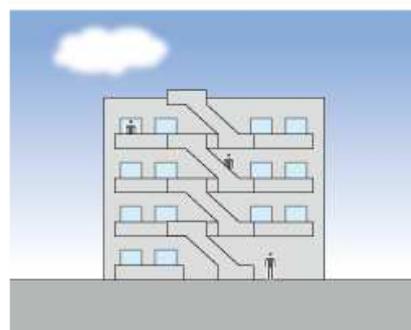


ルーバーを設けたり、同色で塗装する。

- ・ 屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。

#### 【解説】

屋外階段やベランダなどが建築物から大きく突出しているものはまとまりがなく、煩雑な印象を与えます。そのため、建築物と一体化したデザインなど全体としてのまとまりに配慮する必要があります。

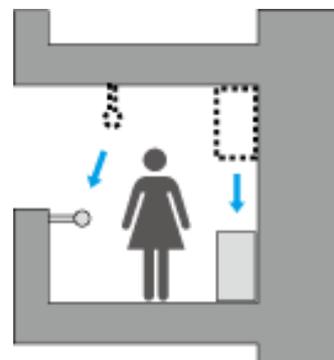


建物と同じデザインで屋外階段を取り込む。

- ・ ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。

#### 【解説】

公共空間や里山が一望できる主要な視点場からベランダなどに干してある洗濯物が見えると景観を阻害するおそれがあります。そのため、ベランダや物干しの設置場所を目立たない位置にしたり、樹木等で隠すなど見え方に配慮する必要があります。



物干しや屋外機を外部から見えにくい位置とする。

### ③形態・意匠（色彩）

- ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。

#### 【解説】

建築物等の色彩は景観に与える影響が大きく、周辺と大きく異なる色を用いると違和感を与えます。そのため、彩度の高い色の使用を控え、周辺と類似した色彩を使用するなどの配慮が必要です。



周辺と類似した低彩度の色彩とする。

- ・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。

#### 【解説】

敷地内の屋外設備や付帯建築物などが本体の建築物と極端に異なる色彩を用いると落ち着きのないものとなることがあります。そのため、建築物と同色で塗るなどの配慮が必要です。

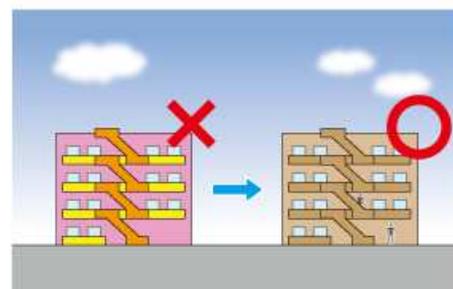


工作物や付帯建築物の色彩を揃える。

- 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。

#### 【解説】

色彩の組み合わせやその量、部位によっては景観を損ねることがあります。そのため、配色や使用する部位などを十分に配慮する必要があります。



色の数や調和、バランスに配慮する。

○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。

**【解説】**

歴史的な街並みなどで、鮮やかな色彩を用いると落ち着きのないものとなる場合があります。そのため、地域になじんだ色彩を用いて、地域にふさわしいものとする配慮が必要です。

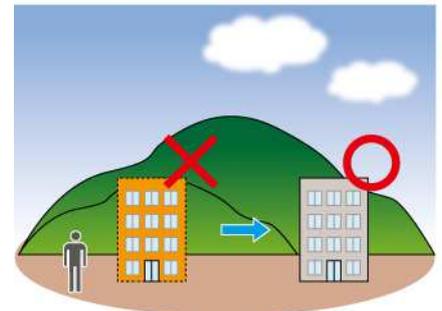


地域になじんだ色彩とする。

○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。

**【解説】**

自然景観の中では彩度の高い色彩などを使用すると違和感を与えることがあります。そのため、彩度を抑えるなどの配慮が必要です。



自然景観に調和した低彩度の色彩とする。

○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。

<のと里海地域>

◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（は）欄のとおりとする。

ただし、市街地部の区域は、別表2（ろ）欄のとおりとする。

<それ以外の特別地域>

◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。

#### 【解説】

外観の基調色として使用する色彩は、マンセル値<sup>※</sup>を用い、別表2（P.14）のとおりとします。

ただし、以下の場合には適用しません。

①表面に着色しない素材を使用する場合  
コンクリート、石、ガラス など

②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合  
それぞれの立面につき、5分の1未満についてはこれによらないことができます。

③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合  
航空法の規定による色彩 など

④その他必要と認める場合  
歴史的、文化的な事由等により、社会通念上認められている場合  
石川県景観審議会が認める場合 など

#### ※マンセル値

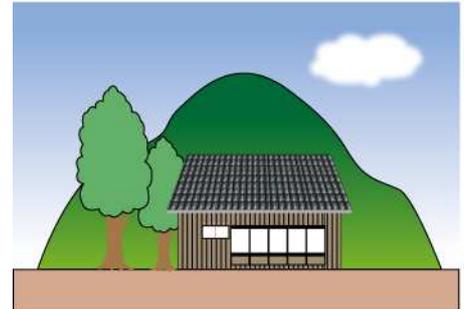
国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相（色あい）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」を組み合わせる記号

#### ④材料

- ・ 周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。

##### 【解説】

外壁などで用いる素材は建築物などのイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。

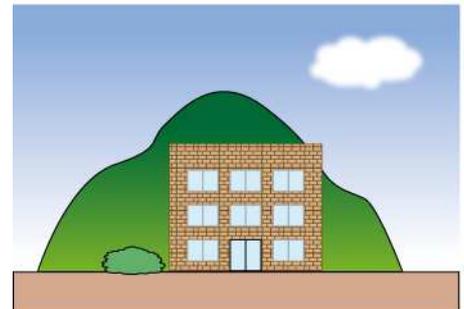


木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。

- ・ 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。

##### 【解説】

時間の経過とともに趣が出る素材がある一方で、汚れや劣化などによって周辺の景観となじまなくなるものがあります。このため、汚れにくい素材や耐久性の高い素材の使用に配慮することが必要です。



タイルなど耐久性の高い材料を使用する。

- ・ 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。

##### 【解説】

反射性の高い素材は、周辺に与える影響が大きいことがあります。そのため、反射性を抑えたり、向きを変えるなどの配慮が必要です。

- 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。

##### 【解説】

それぞれの地域には自然素材や地場産材を使用した建築物などによる景観が見られます。これらの素材を使用することにより、周辺景観との調和に配慮することが必要です。

## ⑤植栽

- ・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。

### 【解説】

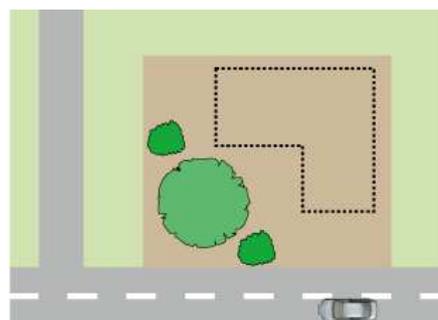
敷地内に緑化を行うことで、ゆとりや潤いのある景観が創出されたり、周辺の自然景観との調和が図られます。また、周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀など避け、生垣を設けるなどの配慮が必要です。



- ・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。

### 【解説】

長い年月をかけて成長した既存の樹木には、樹姿や樹勢が優れ、地域の資産となっていることがあるため、それらを保全し修景に活かす配慮が必要です。

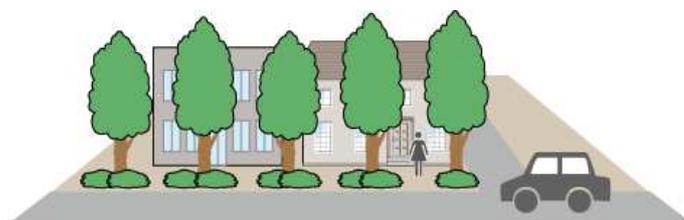


既存の樹木を活かした計画とする。

- ・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。

### 【解説】

建築物等が樹木で隠れるような配置や樹種を選定することで、建築物等の圧迫感などを軽減する配慮が必要です。



植栽により圧迫感を和らげる。

○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。

**【解説】**

それぞれの地域には住民になじみのある樹木がある場合があります。そのため、その樹種を採用するなど、周辺と一体感のある植栽への配慮が必要です。

○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。

**【解説】**

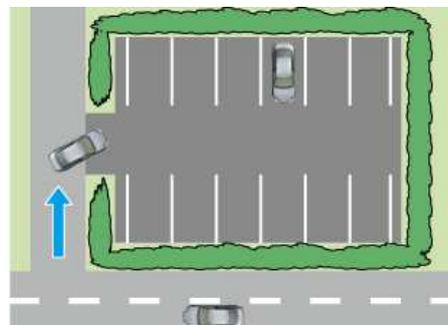
地域の環境に応じた在来種は、地域を代表する景観のひとつです。そのため、植栽にあたっては、できる限り在来種を活用する配慮が必要です。

## ⑥その他

- ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。

### 【解説】

屋外駐車場は、アスファルトが大きな面積を占めるなど、殺風景な印象を与えることがあります。そのため、出入口を人通りの少ない道路に設けたり、周囲に生垣を設けて遮蔽する配慮が必要です。



出入口を限定したり、周辺を緑化する。

- ・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。

### 【解説】

共同のごみ置き場は見苦しいものである場合があります。そのため、植栽を行うことなどにより、通りから直接見通せないような配慮が必要です。

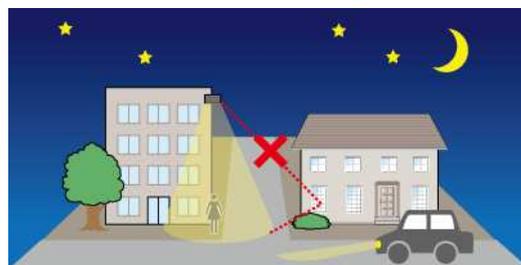


植栽により、ごみ置き場が通りから直接見えないようにする。

- ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。

### 【解説】

屋外照明は安全上必要であり、賑やかさを演出したりするものですが、過剰になると不快感を与えることがあります。そのため、光量を抑えたり、向きや色を配慮することが必要です。

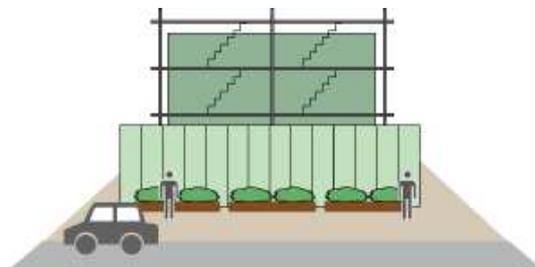


光量や向きに配慮する。

- ・ 行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。

#### 【解説】

工事中においても周辺景観への配慮は必要です。そのため、周囲に植栽や工事塀を設けて隠蔽したり、デザインされた工事塀を設けるなどの配慮が必要です。

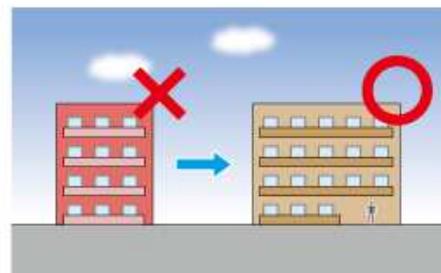


周囲に工事塀を設け、植栽等を行う。

- 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

#### 【解説】

既存の建築物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築などの際に色を塗り替えたり、植栽を行うなどの配慮が必要です。



増築の機会に既存部分を塗り替える。

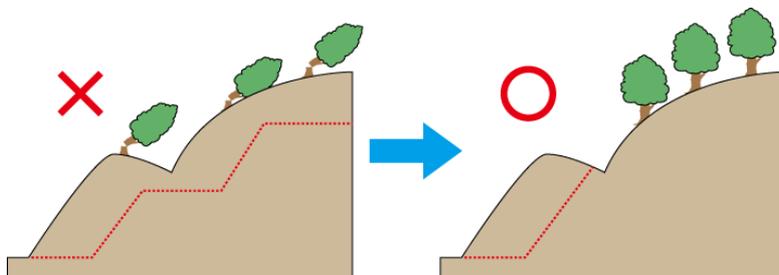
## 2) 開発行為

### ①盛土・切土

・ 日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。

#### 【解説】

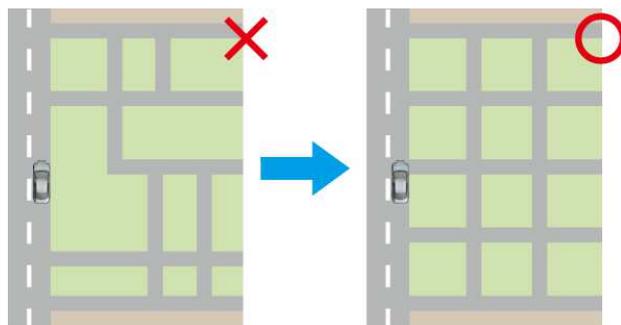
地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。



・ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。

#### 【解説】

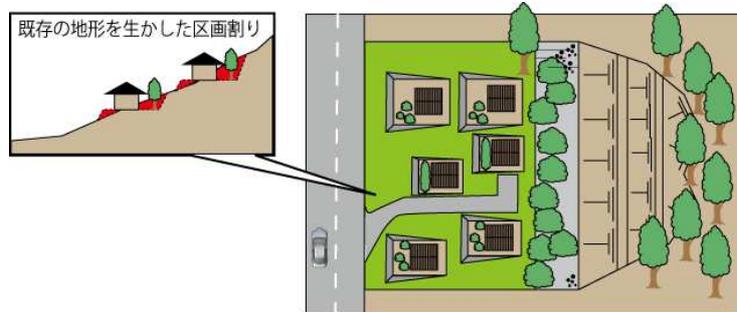
不整形な土地や細分化された土地は雑然とした印象を与えることがあります。そのため、できる限り整形な分割とし、すっきりとした印象を与える配慮が必要です。



・ 自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。

#### 【解説】

地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。



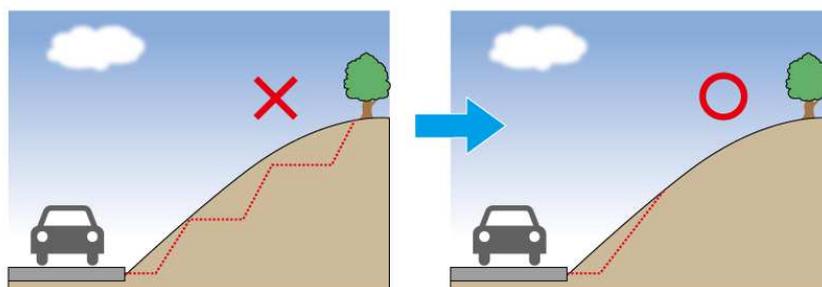
盛土や切土をできるかぎり少なくする。

## ②のり面

- ・大規模なのり面が生じないように配慮する。

### 【解説】

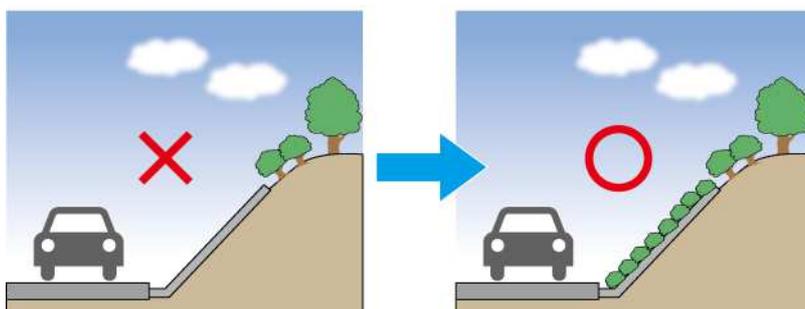
大規模なのり面は周囲に圧迫感を与えることがあります。そのため、のり面を分割したり、勾配を緩やかにするなどの配慮が必要です。



- ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。

### 【解説】

コンクリートなどで作られたのり面は自然景観と調和しないものになることがあります。そのため、石材を利用したり、緑化するなどの配慮が必要です。

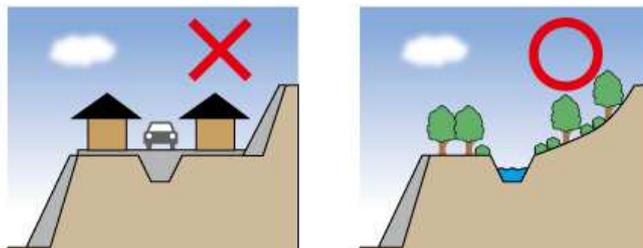


### ③植栽等

- ・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。

#### 【解説】

敷地内にある既存の樹木や水路は地域に慣れ親しんだ自然景観であることがあります。そのため、それらをできるだけ保存したり移設するなど活用する配慮が必要です。



樹木や水路を保存する。

- ・景観に配慮した植栽計画とする。

#### 【解説】

植栽は、その位置や樹種、本数などによって、周囲に与える印象が異なります。そのため、できる限り道路沿いに植栽するなどにより周囲の景観に配慮することが必要です。



建築物の建築等の行為が周辺の景観と調和するよう、景観形成重点地区の景観形成基準を次のとおり定めます。

### ・春蘭の里（能登町）

#### （１）景観形成基準

##### １）建築物

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。	p. 37
	・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。	
	・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。	p. 38
形態 ・ 意匠	・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。	p. 38
	・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する	
	・地域に根ざした建築様式を継承した意匠とするよう配慮する。	p. 39
	・屋根は勾配屋根とするよう努める。	
	・屋根材は瓦とすることに努める。	
	・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。	
	・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。	p. 40
色 彩	・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。	p. 40
	・敷地内の屋外設備、附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。	
	・周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。	p. 41
	・壁面は白壁となるように努める（板張等の木の見え掛かり部分を除く）。	
	・屋根の瓦は黒色とするように努める。	
	・太陽光発電設備等を屋根（壁）材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。	
材料	・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する	p. 42

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・外観部は、木材、土などの自然素材を用いるよう努める。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する</li> <li>・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。</li> </ul>	p. 43
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。</li> <li>・むやみに樹木を伐採しないよう努める。</li> </ul>	p. 44
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するように配慮する。</li> <li>・ごみ置場は、木製格子や植栽等により目立たなくするなど周りの見え方に配慮する。</li> <li>・広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないように努める。</li> </ul>	p. 44
		p. 45

## 2) 工作物

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</li> <li>・鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める</li> </ul>	p. 46
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</li> <li>・電柱類の配線方法等を工夫し、できるだけ目立たないように努める。</li> </ul>	p. 47
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。</li> </ul>	p. 48
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>	p. 49
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める</li> <li>・やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。</li> <li>・むやみに樹木を伐採しないよう努める。</li> </ul>	p. 50 p. 51
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する</li> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するように配慮する。</li> <li>・広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないように努める。</li> </ul>	p. 51 p. 52

### 3) 開発行為

項 目	景観形成基準	参照頁
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する</li> <li>・自然など既存の地形を活かし、地区の景観特性を踏まえた区画割りとなるよう配慮する。</li> </ul>	p. 53
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	p. 53 p. 54
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> <li>・むやみに樹木を伐採しない。また、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう努める。</li> <li>・地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</li> </ul>	p. 54 p. 55

## (2) 基準の解説

ここでは、景観形成重点地区の基準について解説をします。その他の区域または地域の基準については、「4. 景観形成基準の解説」を参照下さい。

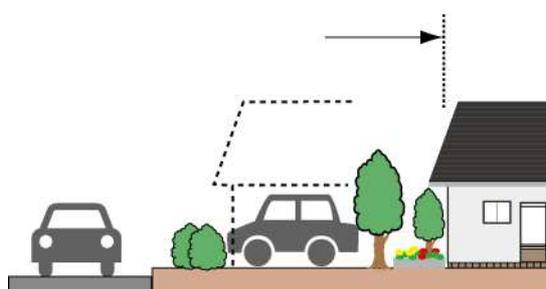
### 1) 建築物

#### ①位置・規模

- ・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。

#### 【解説】

道路や公園など多くの人々が利用する空間に接する建築物等は圧迫感や威圧感を与える場合があります。そのため、建築物等を後退させ、その空間を植栽することによって、ゆとりのある空間を創出する配慮が必要です。(隣地境界についても同様に配慮することが望ましいといえます。)

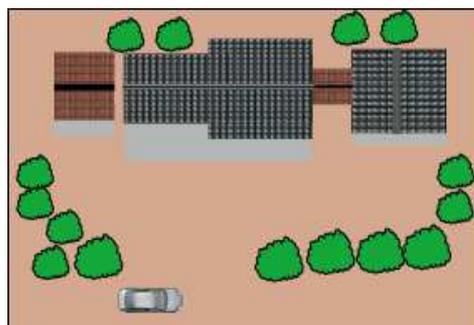


壁面後退によりゆとりある空間を確保する。

- ・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。

#### 【解説】

ひとつの敷地に設けられた多くの建築物等は、雑然とした印象を与える場合があります。そのため、建築物等は敷地内で集約、またはバランス良く配置し、建築物等の屋根や外壁の意匠を合わせるなど、全体的な調和に配慮が必要です。



敷地内建築物等全体的な調和に配慮。

- ・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。

### 【解説】

高さが突出した建築物は、遠景としてみえるまともを阻害する要因となることがあります。そのため、建築物は、周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、単体で目立つことがないよう周囲の大きさとの調和に特に配慮が必要です。



周辺の樹木の高さ以内にとどめる。

## ②形態・意匠

- ・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。

### 【解説】

建築物の形態や意匠が単独で優れていても、周辺と調和していない場合は、地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、隣接する建築物や周辺と調和した形態意匠とする配慮が必要です。



低層部の形態を地域の個性と揃える。

- ・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。

### 【解説】

公共空間や里山が一望できる主要な視点場からベランダなどに干してある洗濯物が見えると景観を阻害するおそれがあります。そのため、ベランダや物干しの設置場所を目立たない位置にしたり、樹木等で隠すなど見え方に配慮する必要があります。



物干しや屋外機を外部から見えにくい位置とする。

- ・地域に根ざした建築様式を継承した意匠とするよう配慮する。

**【解説】**

周辺の景観と調和するよう、地域に根ざした建築様式（瓦屋根、下見板張り、塗り壁などの伝統的意匠）を継承することが必要です。また、やむを得ず現代風意匠を用いる場合でも、周辺景観になじむ建材の選定、勾配瓦屋根、十分な軒の出や下屋を設けるなど配慮が必要です。



地域に根ざした建築様式を継承する。

- ・屋根は勾配屋根とするよう努める。
- ・屋根材は瓦とすることに努める。

**【解説】**

農村集落などでは、瓦葺き・勾配屋根の家並みが広がっており、現代風の屋根形状やスレート屋根材は、周辺の景観を阻害するおそれがあります。そのため、屋根は、勾配屋根（切り妻屋根を推奨する）、瓦葺きとする配慮が必要です。

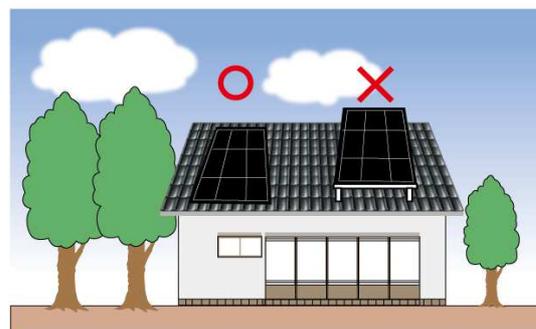


屋根は勾配屋根、瓦葺きとする。

- ・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。

**【解説】**

太陽光パネル等は設置方法によっては、景観になじまないものとなります。そのため、屋根から突出しない、屋根と一体的に見える形態の製品を使用するなど配慮が必要です。

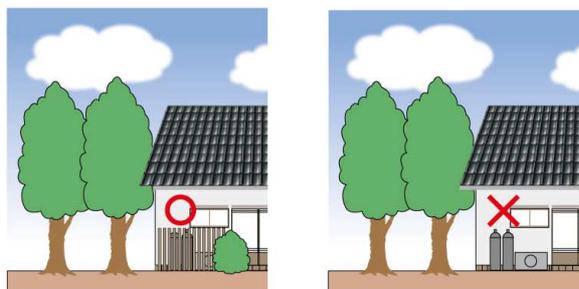


屋根と一体となった形態のものを使用する。

- ・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。

### 【解説】

空調室外機等の室外に設ける設備は、周辺の景観を阻害するおそれがあります。そのため、できるだけ公共空間から目立たない位置に設けるといった配慮が必要です。また、修景措置として、自然素材を用いた木製格子や植栽で覆うような工夫が必要です。



修景措置を工夫する。

### ③形態・意匠（色彩）

- ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。

### 【解説】

建築物の色彩は景観に与える影響が大きく、周辺と大きく異なる色を用いると違和感を与えます。そのため、彩度の高い色の使用を控え、周辺と類似した色彩を使用するなどの配慮が必要です。



周辺と類似した低彩度の色彩とする。

- ・敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物（車庫・倉庫等）の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。

### 【解説】

敷地内の屋外設備や付帯建築物などが本体の建築物と極端に異なる色彩を用いると落ち着きのないものとなることがあります。そのため、建築物と同色若しくは、落ち着きのある色で塗るなどの配慮が必要です。

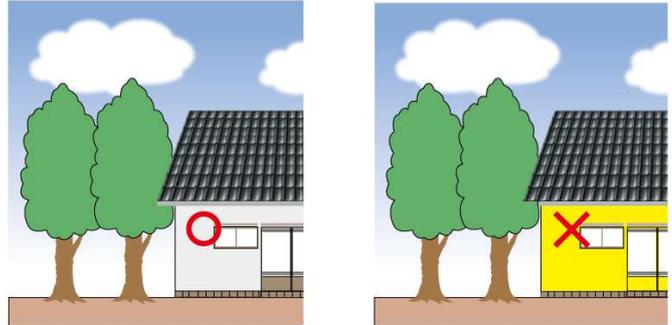


工作物や付帯建築物の色彩を揃える。

- ・周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。

【解説】

建築物等の色彩は景観に与える影響が大きく、彩度の高い色彩を使用すると違和感を与えることがあります。そのため、周囲の建築物や自然の色彩と調和した、落ち着いた色合いの低彩度色を用いる配慮が必要です。



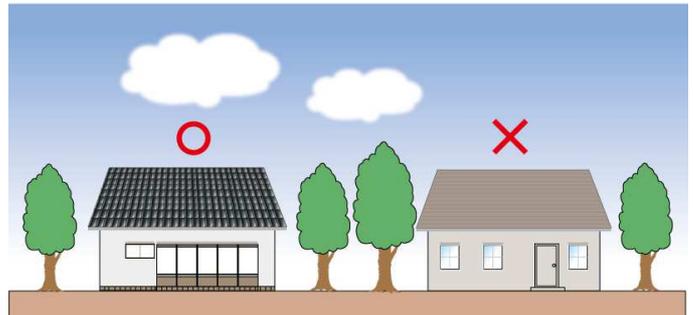
落ち着いた色合いの低彩度色を用いる。

- ・壁面は白壁となるように努める（板張等の木の見え掛かり部分を除く）。
- ・屋根の瓦は黒色とするように努める。

【解説】

昔ながらの建築様式である下見板張や白壁、黒瓦が、この地域の重要な景観要素となっています。そのため、地域の景観特性を十分にとらえ、周辺の景観と調和した配色とする配慮が必要です。

例：板張（茶）、瓦（黒）、塗り壁（白）

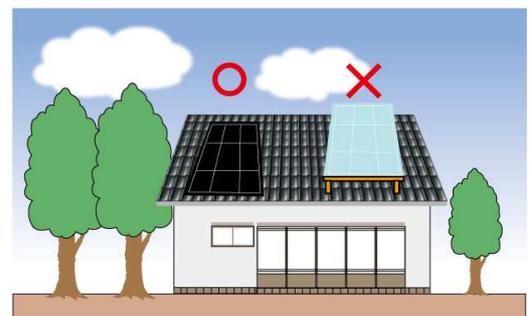


下見板張及び白壁・黒瓦を用いる。

- ・太陽光発電設備等を屋根（壁）材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。

【解説】

太陽光パネル等の発電設備は色彩によっては、周辺の仕上げ材となじまないことがあります。そのため、太陽光パネル等はできるだけ周辺の仕上げ材と同系色とし、設置場所の材料と調和するものを採用するような配慮が必要です。



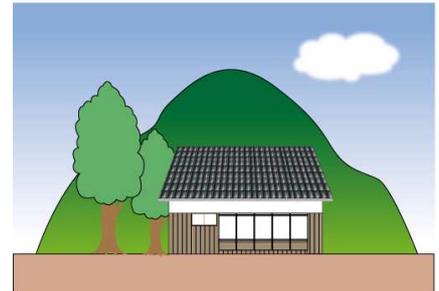
周辺の仕上げ材と調和するものを選ぶ。

#### ④材料

- ・ 周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。

##### 【解説】

外壁などで用いる素材は建築物などのイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。

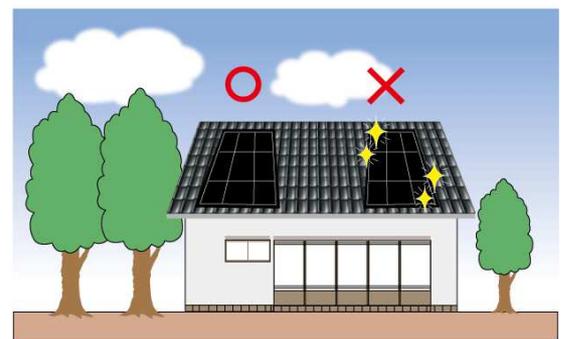


木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。

- ・ 金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する

##### 【解説】

反射性の高い素材は、周辺に与える影響が大きいです。そのため、反射性を抑えた製品の採用や、設置場所を変えるなど見え方に配慮が必要です。



反射が少なく、模様が目立たない材料を使用。

- ・ 外観部は、木材、土などの自然素材を用いるよう努める。

##### 【解説】

周辺には、自然素材や地場産材を使用した建築物などが多数見られます。そのため、これらの素材を使用することにより、周辺景観との調和に配慮することが必要です。

## ⑤植栽

- ・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。

### 【解説】

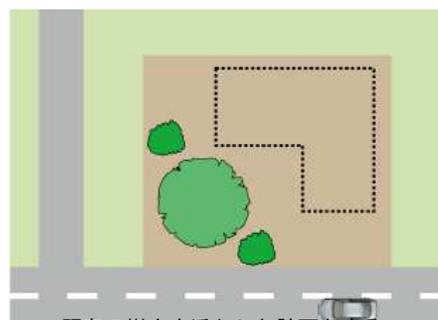
敷地内に緑化を行うことで、ゆとりや潤いのある景観が創出され、周辺の自然景観との調和が図られます。そのため、周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀など避け、生垣を設けるなどの配慮が必要です。



- ・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。

### 【解説】

長い年月をかけて成長した既存の樹木には、樹姿や樹勢が優れ、地域の資産となっていることがあります。そのため、それらをシンボルツリーとして活用するなど修景に活かすよう配慮が必要です。

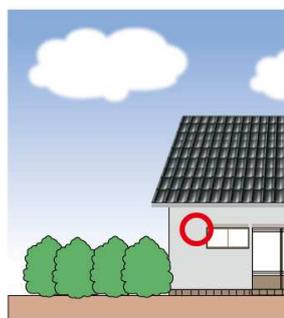


既存の樹木を活かした計画とする。

- ・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。

### 【解説】

塀・垣・柵・フェンス等で敷地周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀などは避け、生け垣を設けるか、自然素材をできるだけ活用した塀や垣とするなどの配慮が必要です。

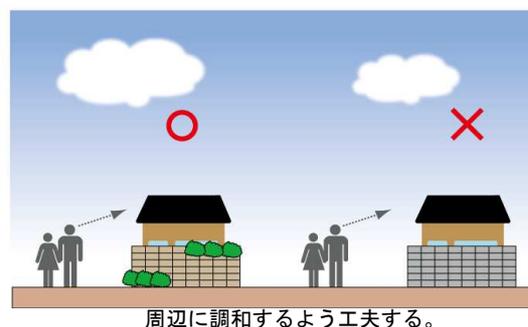


生け垣を設ける。

- ・ やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。

**【解説】**

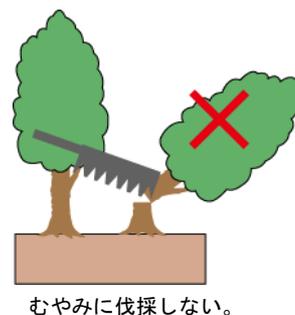
無機質なブロック塀は、周辺の自然景観との調和を阻害する要因となります。そのため、やむを得ずブロック塀を設置する場合は、壁面緑化や落ち着いた色に着色にするなど周辺に調和するよう配慮が必要です。



- ・ むやみに樹木を伐採しないよう努める。

**【解説】**

長い年月をかけて生育した既存の樹木は、自然環境の形成には欠かせない重要な要素となっています。そのため、むやみに樹木を伐採しないよう配慮が必要です。



⑥その他

- ・ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。

**【解説】**

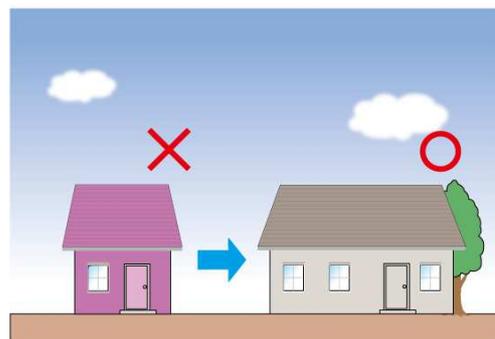
屋外照明は安全上必要であり、賑やかさを演出したりするものですが、過剰になると不快感を与えることがあります。そのため、光量を抑えたり、向きや色を配慮することが必要です。



○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

**【解説】**

既存の建築物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築に併せて既存施設を補修し、現在の基準に適合するような配慮が必要です。

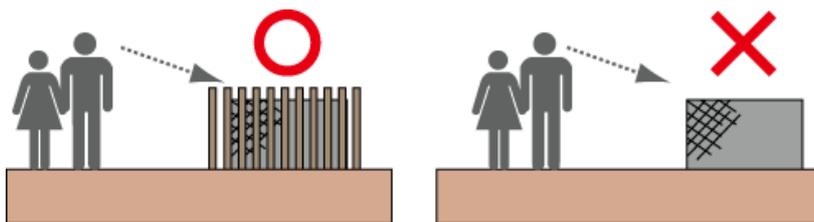


増築の機会に既存部分を塗り替える。

・ごみ置場は、木製格子や植栽等により目立たなくするなど周りの見え方に配慮する。

**【解説】**

ごみ置き場は、周辺環境を阻害するおそれがあるため、置き場所を含め見え方に配慮が必要です。そのため、周辺から見通せる場所に設置する場合は、木製格子の設置や植栽を行い、通りから直接見通せなくするなど配慮が必要です。

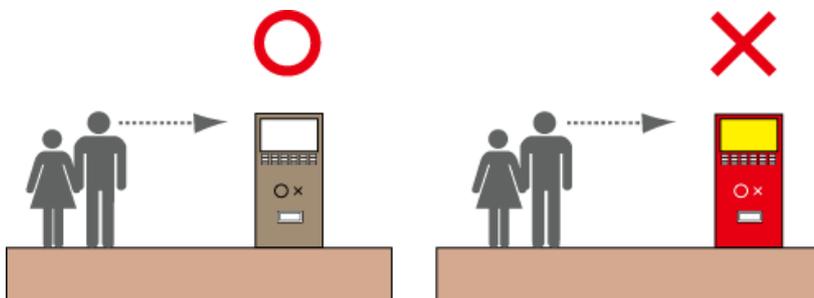


周りの見え方に配慮する。

・広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないように努める。

**【解説】**

奇抜な広告物や無機質な自動販売機は、周辺景観を阻害するおそれがあります。そのため、周囲の色との調和に配慮した塗装。また、内蔵光源等の光量を抑えるなど配慮が必要です。



周囲の色との調和に配慮する。

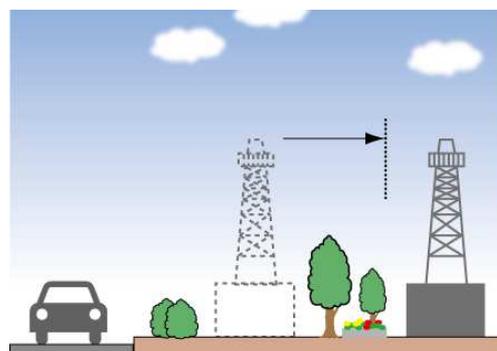
## 2) 工作物

### ①位置・規模

- ・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。

#### 【解説】

道路や公園など多くの人々が利用する空間に接する巨大な工作物は圧迫感や威圧感を与える場合があります。そのため、工作物を後退させ、植栽や空地を設けることによって、圧迫感を軽減し、ゆとりのある空間を創出する配慮が必要です。

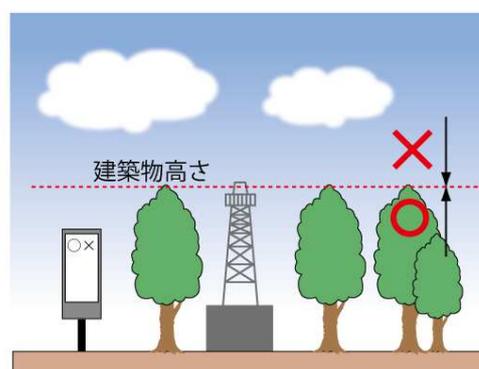


壁面後退により道路側空間を確保する。

- ・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。

#### 【解説】

高さが突出した工作物は、周辺の景観を阻害し、威圧感を与える場合があります。そのため、工作物は、周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、周辺の景観と調和するよう特に配慮が必要です。また、明らかに樹木より高い工作物についても、里山が一望できる主要な視点場や公共空間からの見え方に配慮する必要があります。



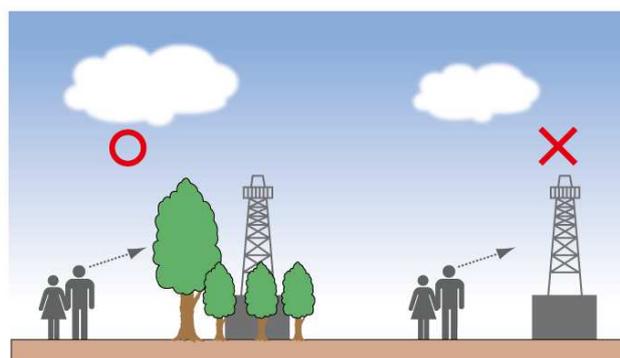
周辺の樹木の高さ以内にとどめる。

- ・鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。

#### 【解説】

周辺は良好な景観が既に形成されています。そのため、設置しやすいという理由だけで開けた見晴らしの良い場所に建設するのではなく、できるだけ里山が一望できる主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう配慮が必要です。

### ②形態・意匠



目立たない位置に設ける。

- ・ 周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。

**【解説】**

工作物の形態や意匠が単独で優れていても、周辺と調和していない場合は地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、周辺と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。

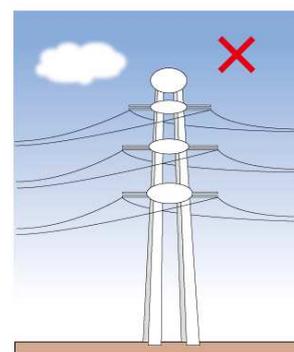


低層部の形態を地域の個性と揃える。

- ・ 鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。

**【解説】**

鉄塔などの工作物の奇抜なデザインは、周辺の良好な景観を阻害するおそれがあります。そのため、工作物の施工方法を工夫し、できるだけ目立たないデザインを採用するような配慮が必要です。

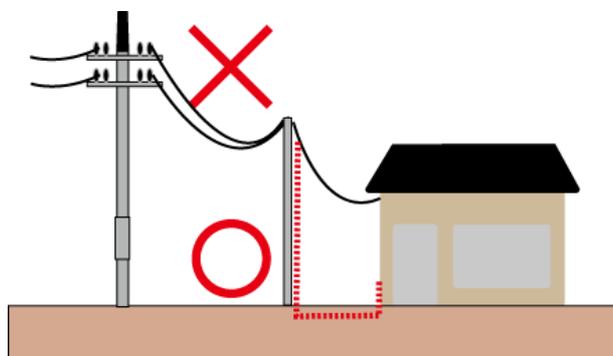


目立たないデザインとする。

- ・ 電柱類の配線方法等を工夫し、できるだけ目立なくなるように努める。

**【解説】**

電柱類に附属する配線は、周辺の景観を阻害するおそれがあります。そのため、目立つ位置に変電器を設けない、配線をまとめる、配線の地中化を行うなどできるだけ目立たない配線方法を採用するような配慮が必要です。



目立たない配線方法を採用する。

③形態・意匠（色彩）

- ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。

### 【解説】

広告物などの工作物の色彩は景観に与える影響が大きく、周辺と大きく異なる色を用いると違和感を与えます。そのため、彩度の高い色の使用を控え、周辺と類似した色彩を使用するなどの配慮が必要です。

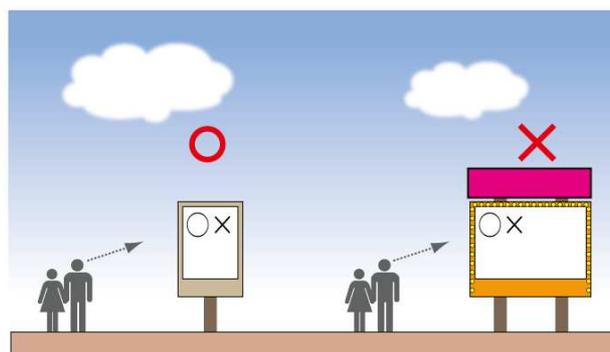


周辺と類似した低彩度の色彩とする。

- 周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。

### 【解説】

広告物などの工作物の色彩は景観に与える影響が大きく、彩度の高い色彩を用いると違和感を与えます。そのため、周囲の建築物や自然の色彩との調和した、落ち着いた色合いの低彩度色を用いる配慮が必要です。



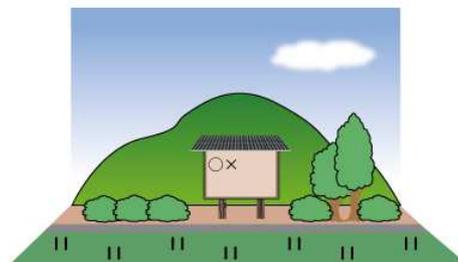
落ち着いた色合いの低彩度色を用いる。

#### ④材料

- ・ 周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。

##### 【解説】

広告物などで用いる素材は工作物のイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。

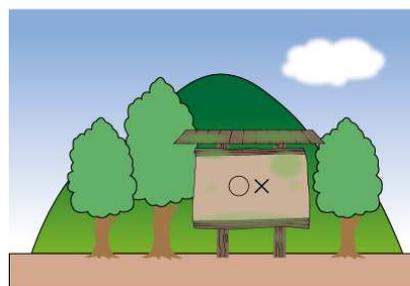


木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。

- ・ 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。

##### 【解説】

汚れや劣化などによって周辺の景観となじまなくなるものは、汚れにくい素材や耐久性の高い素材の使用に配慮することが必要です。また、時間の経過とともに趣が出る素材（色あせやさび、苔むしたものなど年を経るごとに味わいが増すような素材）を使用するなどの配慮が必要です。

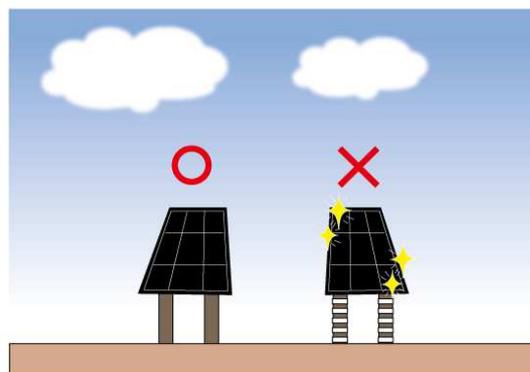


苔が味わいを深めている。

- ・ 金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する

##### 【解説】

反射性の高い素材は、取り付け金物であっても周辺に与える影響が大きいことがあります。そのため、反射性を抑えた製品の採用、設置場所を変える、取り付け金物は本体と同系色に着色するなど見え方に配慮が必要です。



反射が少なく、目立たない素材を使用。

## ⑤植栽

- ・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。

### 【解説】

敷地内に緑化を行うことで、ゆとりや潤いのある景観が創出されたり、周辺の自然景観との調和が図られます。そのため、周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀など避け、生垣を設けるなどの配慮が必要です。



- ・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。

### 【解説】

長い年月をかけて成長した既存の樹木には、樹姿や樹勢が優れ、地域の資産となっていることがあります。そのため、それらを保全し修景に活かす配慮が必要です。

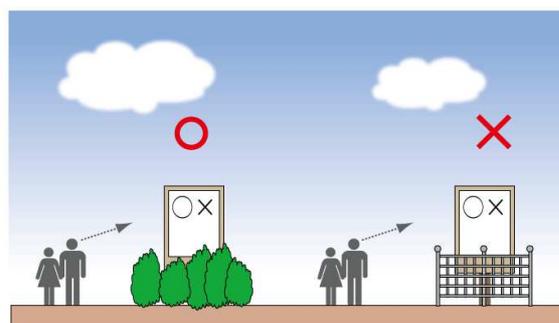


既存の樹木を活かした計画とする。

- ・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。

### 【解説】

塀・垣・柵・フェンス等で敷地周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀などは避け、生け垣を設けるか、自然素材をできるだけ活用した塀や垣とするなどの配慮が必要です。

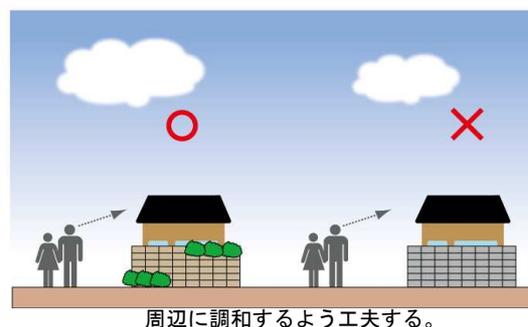


生け垣を設ける。

- ・ やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。

**【解説】**

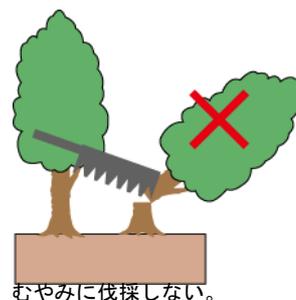
無機質なブロック塀は、周辺の自然景観との調和を阻害する要因となります。そのため、やむを得ずブロック塀を設置する場合は、壁面緑化や自然素材を用いるなど周辺に調和するよう配慮が必要です。



- ・ むやみに樹木を伐採しないよう努める。

**【解説】**

長い年月をかけて生育した既存の樹木は、自然環境の形成には欠かせない重要な要素となっています。そのため、むやみに樹木を伐採しないよう配慮が必要です。



⑥その他

- ・ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。

**【解説】**

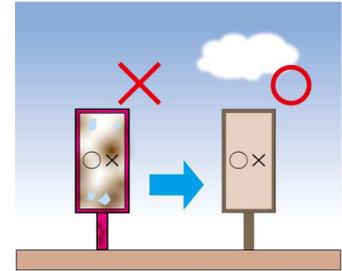
屋外照明は安全上必要であり、賑やかさを演出したりするものですが、過剰になると不快感を与えることがあります。そのため、光量を抑えたり、向きや色を配慮することが必要です。



○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

【解説】

既存の工作物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築等に併せて既存施設を補修し、現在の基準に適合するような配慮が必要です。

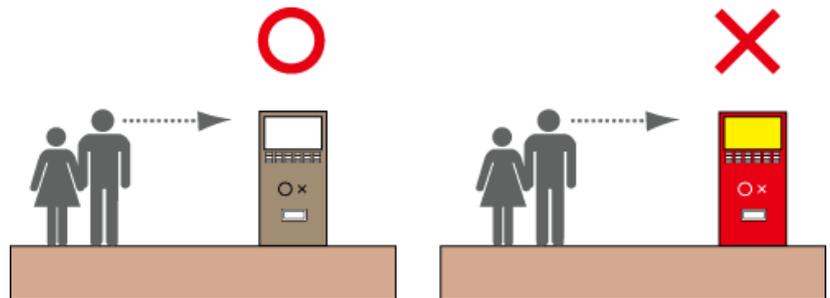


増築等の機会に既存部分を塗り替える。

・ 広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないように努める。

【解説】

奇抜な広告物や無機質な自動販売機は、周辺景観を阻害するおそれがあります。そのため、周囲の色との調和に配慮した塗装としたり、内蔵光源等の光量を抑えるなど配慮が必要です。



周囲の色との調和に配慮する。

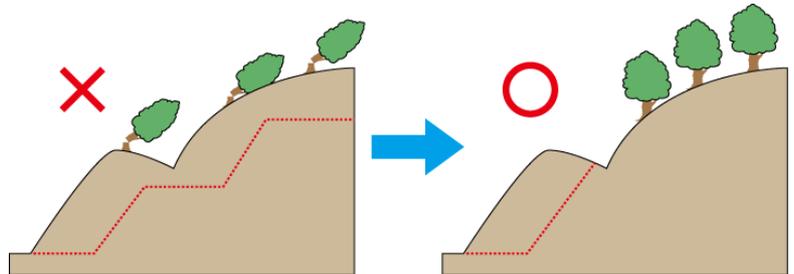
### 3) 開発行為

#### ①盛土・切土

・山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。

##### 【解説】

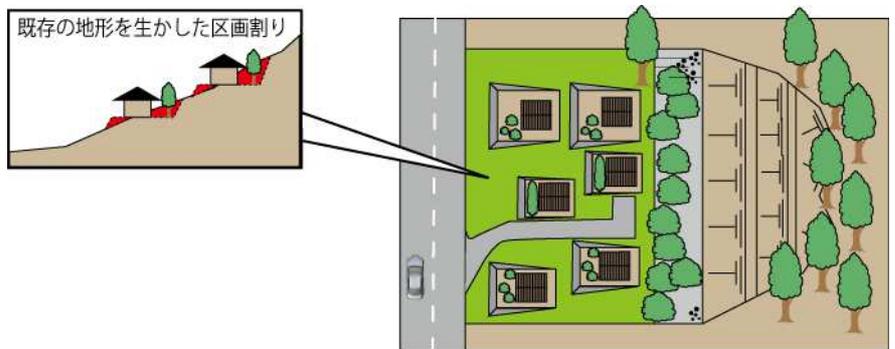
地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。



・自然など既存の地形を活かし、地区の景観特性を踏まえた区画割りとなるよう配慮する。

##### 【解説】

地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。

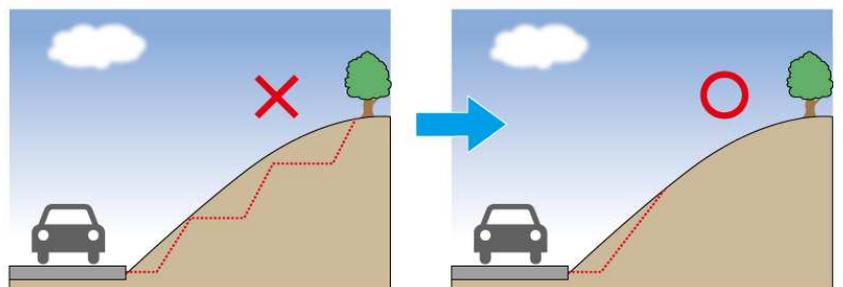


#### ②のり面

・大規模なおり面が生じないように配慮する。

##### 【解説】

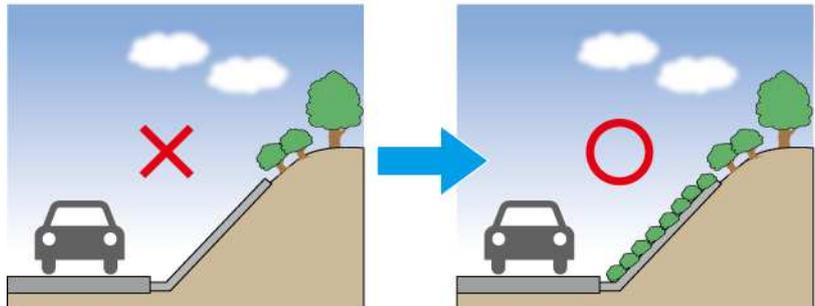
大規模なおり面は周囲に圧迫感を与えることがあります。そのため、のり面を分割したり、勾配を緩やかにするなどの配慮が必要です。



・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。

**【解説】**

コンクリートなどで作られたのり面は自然景観と調和しないものになることがあります。そのため、石材を利用したり、緑化するなどの配慮が必要です。

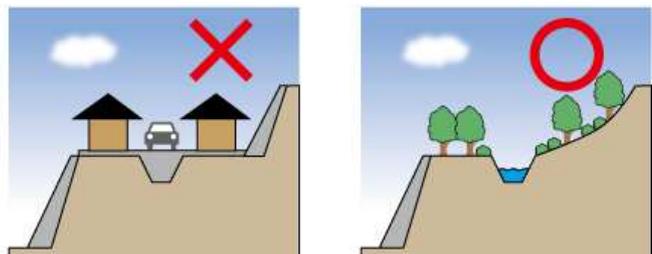


③樹木等

・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。

**【解説】**

敷地内にある既存の樹木や水路は地域に慣れ親しんだ自然景観であることがあります。そのため、それらをできるだけ保存したり移設するなど活用する配慮が必要です。



樹木や水路を保存する。

・景観に配慮した植栽計画とする。

**【解説】**

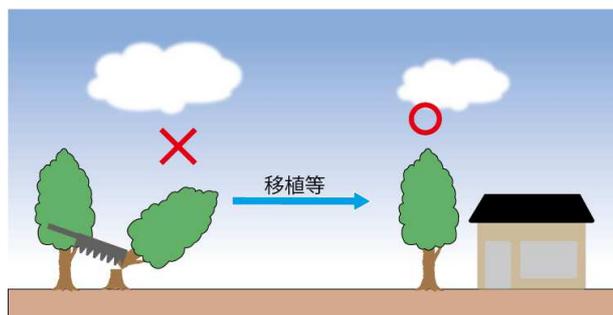
植栽は、その位置や樹種、本数などによって、周囲に与える印象が異なります。そのため、できる限り道路沿いに植栽するなどにより周囲の景観に配慮することが必要です。



- ・むやみに樹木を伐採しない。また、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう努める。

#### 【解説】

長い年月をかけて生育した既存の樹木は、自然環境の形成には欠かせない重要な要素となっています。そのため、むやみに樹木を伐採しないよう配慮が必要です。また、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木は、重要な景観資源であるので、積極的に修景に活かすような工夫が必要です。



むやみに伐採しない。

- ・地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。

#### 【解説】

それぞれの地域には住民になじみのある樹木があります。そのため、その樹種を採用するなど、周辺と一体感のある植栽への配慮が必要です。

・奥のと里海 日置（珠洲市）

（１）景観形成基準

１）建築物

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置、高さとする。	p. 58
	・原則として２階建て以下とする。 ・既製品のカーポート、物置、コンテナその他簡易な構造の建築物は、岬自然歩道や幹線道路から目立たない位置に建築するよう努め、やむを得ず見える位置に建築する場合は形態・意匠に配慮する。	p. 59
形態 ・ 意匠	・原則として適度な軒の出のある勾配屋根とする。	p. 59
	・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。 ・屋根は瓦、壁面は下見板張とするよう配慮する。	p. 60
色彩	・エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう努める。	
	・外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。 ・屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。	p. 60 p. 61
材料	・瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。 ・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用するよう配慮する。	p. 61
その他	・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生（間）垣を設置するよう努め、やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、必要最小限にとどめるなど周辺景観に配慮する。 ・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める。	p. 62

## 2) 工作物

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置とする。	p. 63
	・原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう努める。	
	・太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。	
形態・意匠	・出来る限りシンプルなデザインとするよう努める。	p. 64
色彩	・低彩度色とすることにより、周辺の建築物や自然の色彩との調和に努める。	p. 64
材料	・周辺景観と調和した材料の使用に努める。	p. 64
	・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に努める。	p. 65
	・反射の少ない素材（部材）を使用に努める。	
その他	・敷地境界に塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。	p. 65
	・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める。	p. 66
	・広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。	

## 3) 開発行為（景観計画区域の基準参照）

項目	景観形成基準	参照頁
盛土 ・ 切土	・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	P. 30
	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。	
	・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。	
のり面	・大規模なりのり面が生じないよう配慮する。	P. 31
	・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。	
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。	P. 32
	・景観に配慮した植栽計画とする。	

## (2) 基準の解説

ここでは、奥のと里海 日置の建築物及び工作物の基準について解説をします。開発行為の基準や、その他の区域または地域の基準については、「4. 景観形成基準の解説」を参照下さい。

### 1) 建築物

#### ①位置・規模

- ・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置、高さとする。

#### 【解説】

岬自然歩道や幹線道路からは、朝日や夕日の眺望、荒々しい断崖や砂浜など様々な表情を見せる美しい海岸線があり、伝統的な建築様式（黒瓦と下見板張り）の建物からなる家並みとも調和しております。この眺望景観を阻害しないような位置、高さとすることが必要です。



眺望を阻害しないような位置、高さとする。

- ・原則として2階建て以下とする。

#### 【解説】

高さが突出した建築物は、まとまりのある集落群を阻害する要因となることがあります。そのため、建築物は、周辺の建物との調和に配慮し、2階建て以下の建物とすることが必要です。



2階建て以下の建物とする。

- ・既製品のカーポート、物置、コンテナその他簡易な構造の建築物は、岬自然歩道や幹線道路から目立たない位置に建築するよう努め、やむを得ず見える位置に建築する場合は形態・意匠に配慮する。

【解説】

既製品のカーポート、物置、コンテナなどは、箱形の形態をしており、勾配屋根からなる家並みとは調和しません。そのため、建物や植栽の背後など岬自然歩道や幹線道路から目立たない位置に設置するか、屋根形状や色彩を周辺と調和したものとするといった配慮が必要です。



生け垣などの陰に設置する。

②形態・意匠

- ・原則として適度な軒の出のある勾配屋根とする。

【解説】

薨の波（瓦屋根の家並み）が特徴的な地域であり、これらの家並みと調和するよう、適度な軒の出のある勾配屋根とし、形態を揃えることが必要です。

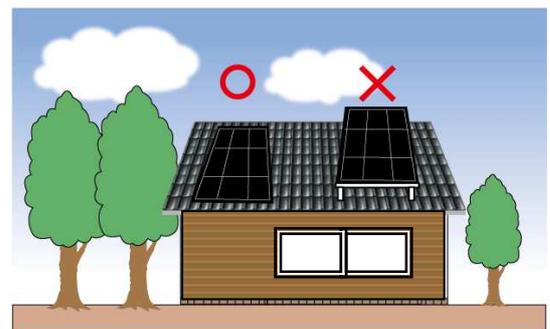


周囲あわせ、適度な軒の出のある勾配屋根とする。

- ・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。

【解説】

太陽光パネル等は設置方法によっては、景観になじまないものとなります。そのため、屋根から突出しない、屋根と一体的に見える形態の製品を使用するなど配慮が必要です。



太陽光パネルは屋根と一体的に見えるようにする。

- ・屋根は瓦、壁面は下見板張とするよう配慮する。

**【解説】**

周辺の景観と調和するよう、地域に根ざした建築様式（瓦屋根、下見板張り、塗り壁などの伝統的意匠）を継承することが必要です。また、やむを得ず現代風意匠を用いる場合でも、周辺景観になじむ建材を選定するなど配慮が必要です。



屋根は瓦、壁面は下見板張にする。

- ・エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう努める。

**【解説】**

室外に設ける設備は、周辺の景観を阻害するおそれがあります。そのため、できるだけ道路等の公共用地から目立たない位置に設ける配慮が必要です。やむを得ず、見える場所となった場合でも、建築物と同系色、または、木製格子や植栽で隠すなどの配慮が必要です。



建築物本体との調和に配慮する。

**③形態・意匠（色彩）**

- ・外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。

**【解説】**

建築物の色彩は景観に与える影響が大きく、周辺と大きく異なる色を用いると違和感を与えます。そのため、彩度の高い色の使用を控え、建設地周辺と類似した色彩（茶系色、灰系色、ベージュ系色）を使用する必要があります。

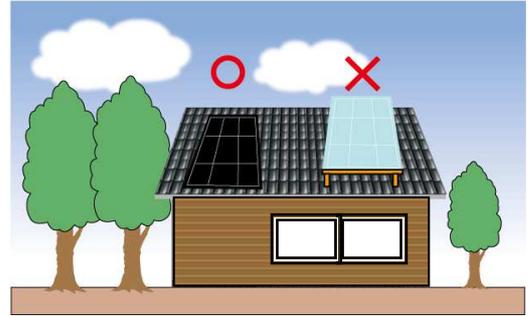


周辺と類似した低彩度の色彩とする。

- ・ 屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。

**【解説】**

黒い瓦葺きの家並みが広がっており、屋根や太陽光パネルの色によっては、周辺となじまないことがあります。そのため、屋根及び太陽光パネルは黒色とし、周辺の屋根の色と合わせる必要があります。



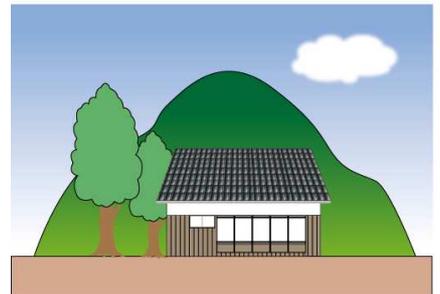
屋根と太陽光パネルは黒色を選ぶ。

**④材料**

- ・ 瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。

**【解説】**

屋根や外壁などで用いる素材は建築物などのイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。



木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。

- ・ 耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用するよう配慮する。

**【解説】**

時間の経過とともに趣が出る素材がある一方で、汚れや劣化などによって周辺の景観となじまなくなるものがあります。このため、汚れにくい素材や耐久性の高い素材の使用に配慮することが必要です。

## ⑤その他

・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生（間）垣を設置するよう努め、やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、必要最小限にとどめるなど周辺景観に配慮する。

### 【解説】

日本海の強風から家屋を守るための生活の知恵として、間垣と呼ばれる竹の垣根が今もなお見られる地域となっています。敷地の周囲に塀等を設ける場合は、板塀、間垣、生垣にするなど長い歴史の中で培われてきた地域の景観への配慮が必要です。また、やむを得ず、ブロック塀等を設置する場合は、必要最小限にとどめるなど配慮が必要です。

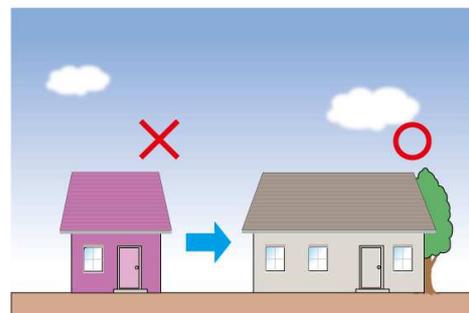


敷地周囲を生垣などにする。

・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める。

### 【解説】

既存の建築物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築に併せて既存施設を補修し、現在の基準に適合するような配慮が必要です。



増築の機会に既存部分を塗り替える。

## 2) 工作物

### ①位置・規模

- ・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置とする。

#### 【解説】

岬自然歩道や幹線道路からは、朝日や夕日の眺望、荒々しい断崖や砂浜など様々な表情を見せる美しい海岸線があり、伝統的な建築様式（黒瓦と下見板張り）の建物からなる家並みとも調和しております。この眺望景観を阻害しないような位置とすることが必要です。

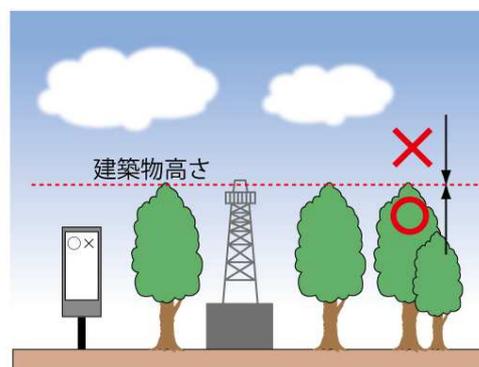


眺望を阻害しない位置とする。

- ・原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう努める。

#### 【解説】

高さが突出した工作物は、周辺の景観を阻害し、威圧感を与える場合があります。そのため、工作物は、周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、周辺の景観と調和するよう特に配慮が必要です。また、明らかに樹木より高い工作物についても、岬自然歩道や幹線道路からの見え方に配慮する必要があります。

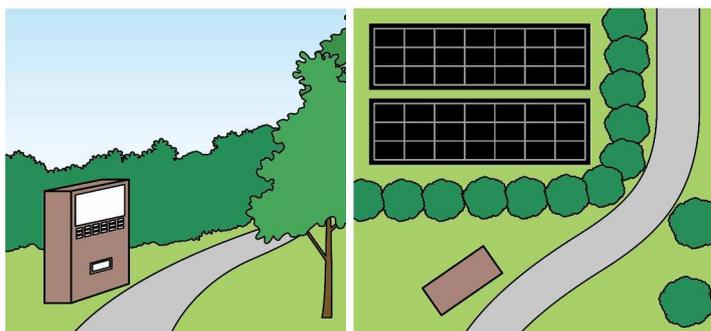


周辺の樹木の高さ以内にとどめる。

- ・太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。

#### 【解説】

設置しやすいという理由だけで開けた見晴らしの良い場所に建設するのではなく、岬自然歩道や幹線道路から見えない位置に設けるよう配慮が必要です。



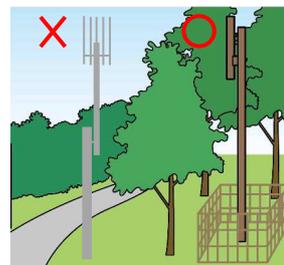
見えない位置に設ける。

## ②形態・意匠

- ・出来る限りシンプルなデザインとするよう努める。

### 【解説】

工作物の形態や意匠が単独で優れていても、周辺と調和していない場合は地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、すっきりとしたデザインとするなど周辺と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。

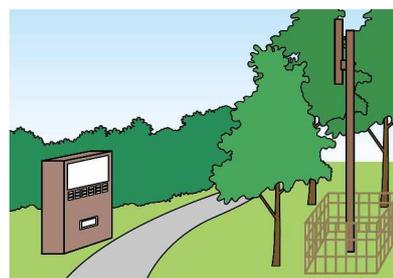


## ③形態・意匠（色彩）

- ・低彩度色とすることにより、周辺の建築物や自然の色彩との調和に努める。

### 【解説】

けばけばしい色彩を使用すると、周辺の良好な景観を阻害するおそれがあります。そのため、工作物の色彩が周辺と調和し、また、できるだけ目立たなくなるよう、低彩度色とするような配慮が必要です。



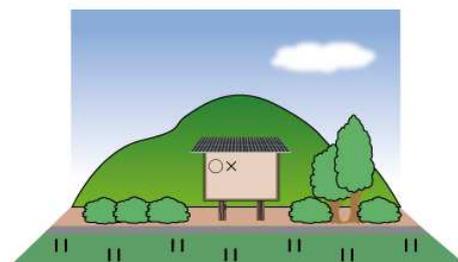
目立たない低彩度色を使用する。

## ④材料

- ・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。

### 【解説】

広告物などで用いる素材は工作物のイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。

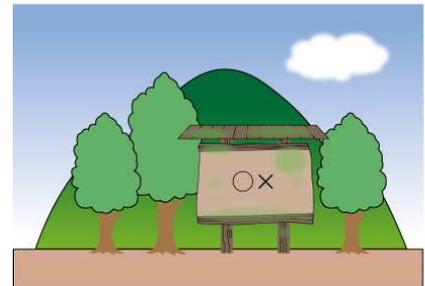


木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。

- ・ 耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に努める。

**【解説】**

汚れや劣化などによって周辺の景観となじまなくなるものは、汚れにくい素材や耐久性の高い素材の使用に配慮することが必要です。また、時間の経過とともに趣が出る素材（色あせやさび、苔むしたものなど年を経るごとに味わいが増すような素材）を使用するなどの配慮が必要です。

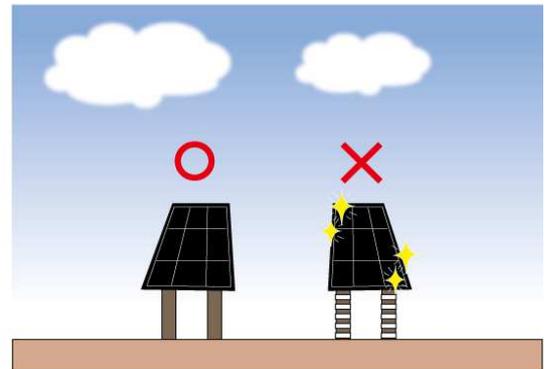


苔が味わいを深めている。

- ・ 反射の少ない素材（部材）を使用に努める。

**【解説】**

反射性の高い素材は、取り付け金物であっても周辺に与える影響が大きいことがあります。そのため、反射性を抑えた製品の採用、設置場所を変える、取り付け金物は本体と同系色に着色するなど見え方に配慮が必要です。



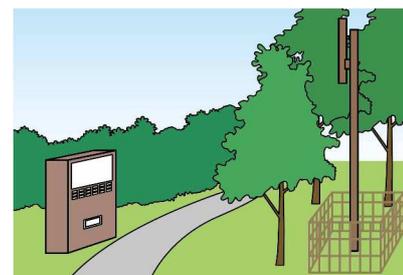
反射が少なく、目立たない素材を使用。

⑤その他

- ・ 敷地境界に塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。

**【解説】**

日本海の強風から家屋を守るための生活の知恵として、間垣と呼ばれる竹の垣根が今もなお見られる地域となっています。敷地の周囲に塀等を設ける場合は、板塀、間垣、生垣にするのが望ましく、また、やむを得ずフェンスとする場合も周辺の自然景観への配慮が必要です。

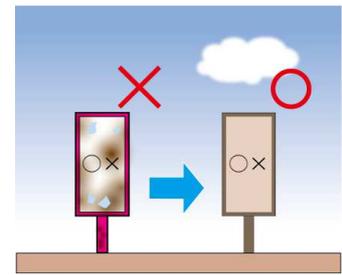


周辺の自然環境に配慮する。

- ・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するように努める。

**【解説】**

既存の工作物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築等に併せて既存施設を補修し、現在の基準に適合するような配慮が必要です。

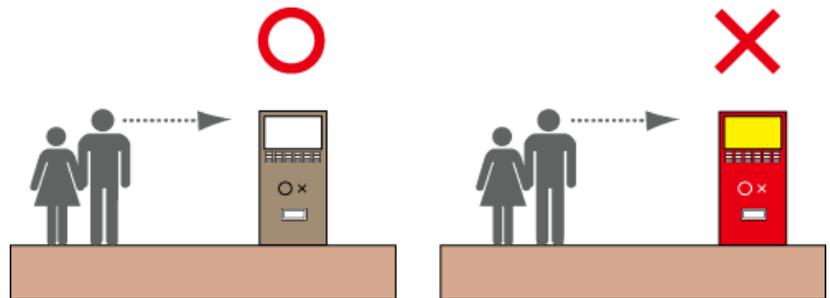


増築等の機会に既存部分を塗り替える。

- ・広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。

**【解説】**

奇抜な広告物や無機質な自動販売機は、周辺景観を阻害するおそれがあります。そのため、周囲の色との調和に配慮した塗装としたり、内蔵光源等の光量を抑えるなど配慮が必要です。



周囲の色との調和に配慮する。

・神子原（羽咋市）

（１）景観形成基準

１）建築物

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	・主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置、高さとする。	p. 69
	・高さは原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。	
形態 ・ 意匠	・既存の伝統的な建築様式の建築物については、保全・活用に努める。	p. 70
	・屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。	
色彩	・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。	p. 71
	・エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。	
	・外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。	
材料	・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。	p. 72
	・屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。	
材料	・瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。	p. 72
	・金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。	
植栽	・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生け垣を設置するよう配慮する。	p. 73
その他	・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。	p. 73

## 2) 工作物

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	・ 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置とする。	p. 74
	・ 周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。	
形態・意匠 ・ 色彩	・ 太陽光パネルは原則として主要な視点場や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。	p. 75
	・ 自然環境や棚田の景観と調和したデザインとするよう配慮する。	
材料	・ 低彩度色とし、周辺の建築物や自然の色彩との調和に配慮する。	
その他	・ 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。	p. 76
	・ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。	
	・ 敷地境界に塀やフェンス等を設ける場合、周辺の景観との調和に配慮する。 ・ 広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。	

## 3) 開発行為（景観計画区域の基準参照）

項目	景観形成基準	参照頁
盛土・切土	・ 棚田の形態をできる限り保つよう努める。	p. 30
のり面	・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の自然環境や棚田の景観との調和に配慮する。	p. 31
樹木等	・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮し、伐採は最小限に努める。	p. 32
	・ 区域内の緑化に努め周辺環境と調和した植栽計画とする。	
	・ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。	

## (2) 基準の解説

ここでは、神子原の建築物及び工作物の基準について解説をします。開発行為の基準や、その他の区域または地域の基準については、「4. 景観形成基準の解説」を参照下さい。

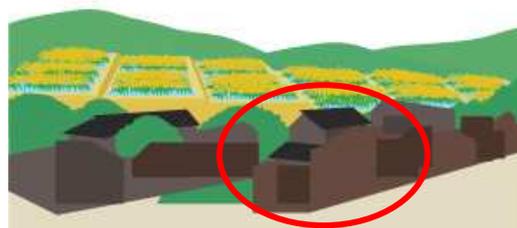
### 1) 建築物

#### ①位置・規模

- ・ 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置、高さとする。

#### 【解説】

棚田のビュースポットや幹線道路からは、春の光に輝く水面や黄金色に波打つ稲穂など、四季折々の表情を見せる美しい棚田を望むことができ、伝統的な建築様式（黒瓦と下見板張り）の建物からなる家並みとも調和しています。この眺望景観を阻害しないような位置、高さとすることが必要です。

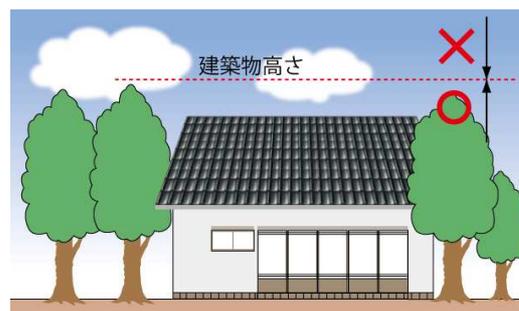


眺望を阻害しないような位置、高さとする。

- ・ 高さは原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。

#### 【解説】

高さが突出した建築物は、遠景として見えるまともを阻害する要因となることがあります。そのため、建築物は、周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、単体で目立つことがないように周囲の大きさとの調和に特に配慮が必要です。



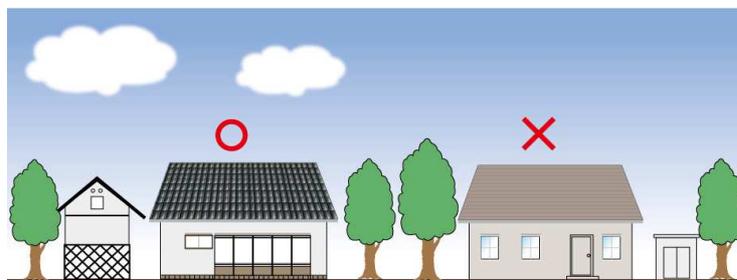
周辺の樹木の高さ以内にとどめる。

## ②形態・意匠

- ・既存の伝統的な建築様式の建築物については、保全・活用に努める。

### 【解説】

周辺の景観と調和するよう、地域に根ざした建築様式（瓦屋根、下見板張り、塗り壁などの伝統的意匠）を継承することが必要です。また、やむを得ず現代風意匠を用いる場合でも、周辺景観になじむ建材の選定、勾配瓦屋根、十分な軒の出や下屋を設けるなど配慮が必要です。



地域に根ざした建築様式を継承する。

- ・屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。

### 【解説】

農村集落では、瓦葺き・勾配屋根の家並みが広がっており、現代風の屋根形状やスレート屋根材は、周辺の景観を阻害するおそれがあります。そのため、屋根は瓦葺きの勾配屋根（切り妻屋根を推奨する）とする配慮が必要です。

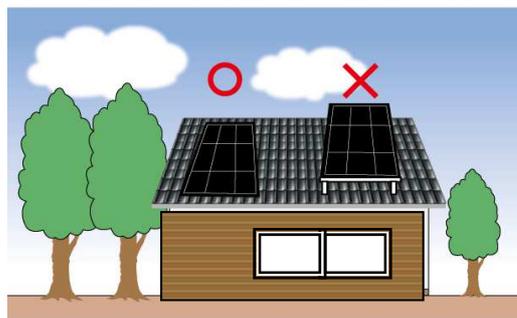


屋根は瓦葺きの勾配屋根とする。

- ・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。

### 【解説】

太陽光パネル等は設置方法によっては、景観になじまないものとなります。そのため、屋根から突出しない、屋根と一体的に見える形態の製品を使用するなど配慮が必要です。



太陽光パネルは屋根と一体的に見えるようにする。

- ・ エアコンの室外機等 室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。

**【解説】**

室外に設ける設備は、周辺の景観を阻害するおそれがあります。そのため、できるだけ道路等の公共用地から目立たない位置に設ける配慮が必要です。やむを得ず、見える場所となった場合でも、建築物と同系色、または、木製格子や植栽で隠すなどの配慮が必要です。



建築物本体との調和に配慮する。

**③形態・意匠（色彩）**

- ・ 外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。

**【解説】**

建築物の色彩は景観に与える影響が大きく、周辺と大きく異なる色を用いると違和感を与えます。そのため、彩度の高い色の使用を控え、周辺と類似した色彩（茶系色、灰系色、ベージュ系色）を使用する必要があります。

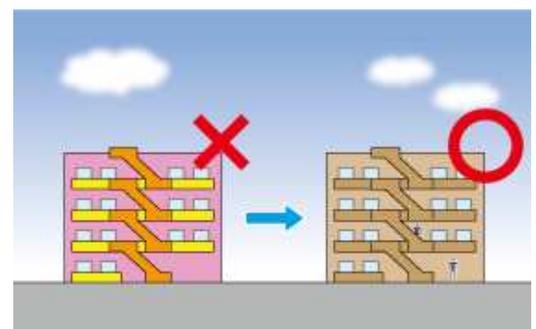


周辺と類似した低彩度の色彩とする。

- 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。

**【解説】**

色彩の組み合わせやその量、部位によっては景観を損ねることがあります。そのため、配色や使用する部位などを十分に配慮する必要があります。

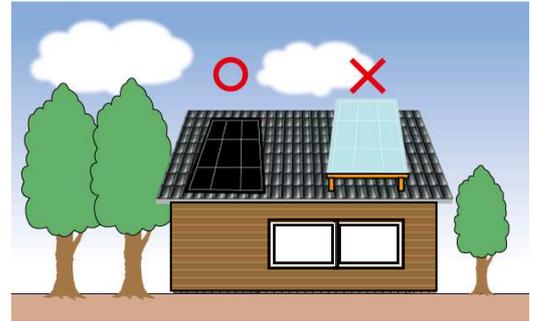


色の数や調和、バランスに配慮する。

- ・ 屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。

**【解説】**

農村集落では、黒瓦の家並みが広がっており、屋根や太陽光パネルの色によっては、周辺となじまないことがあります。そのため、屋根及び太陽光パネルは黒色とし、周辺の屋根の色と合わせる必要があります。



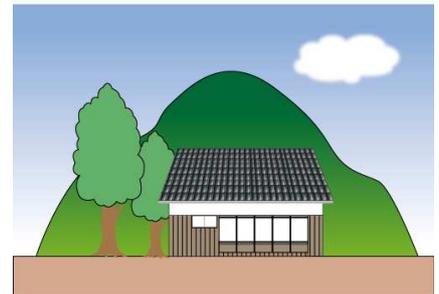
屋根と太陽光パネルは黒色を選ぶ。

**④材料**

- ・ 瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。

**【解説】**

屋根や外壁などで用いる素材は建築物などのイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。

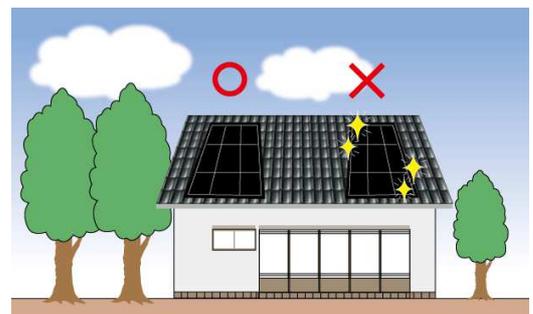


木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。

- ・ 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。

**【解説】**

反射性の高い素材は、周辺に与える影響が大きいです。そのため、反射性を抑えた製品の採用や、設置場所を変えるなど見え方に配慮が必要です。



反射が少なく、模様が目立たない材料を使用。

## ⑤植栽

・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生け垣を設置するよう配慮する。

### 【解説】

塀・垣・柵・フェンス等で敷地周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀などは避け、生け垣を設けるか、自然素材をできるだけ活用した塀や垣とするなどの配慮が必要です。



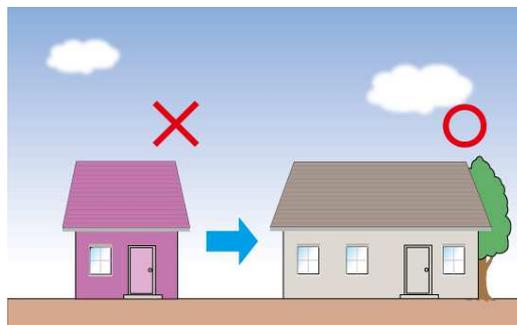
敷地周囲を生垣などにする。

## ⑥その他

・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

### 【解説】

既存の建築物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築に併せて既存施設を補修し、現在の基準に適合するような配慮が必要です。



増築の機会に既存部分を塗り替える。

## 2) 工作物

### ①位置・規模

- ・ 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置とする。

#### 【解説】

棚田のビュースポットや幹線道路からは、春の光に輝く水面や黄金色に波打つ稲穂など、四季折々の表情を見せる美しい棚田を望むことができ、伝統的な建築様式（黒瓦と下見板張り）の建物からなる家並みとも調和しています。この眺望景観を阻害しないような位置とすることが必要です。

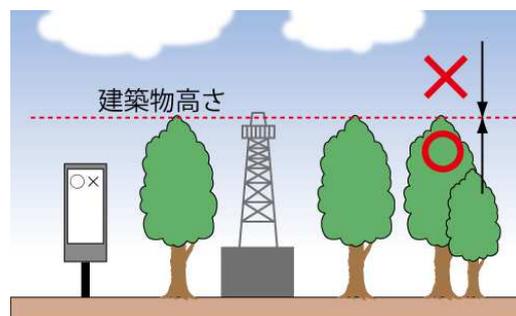


眺望を阻害しないような位置とする。

- ・ 周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。

#### 【解説】

高さが突出した工作物は、周辺の景観を阻害し、威圧感を与える場合があります。そのため、工作物は、周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮が必要です。やむを得ず高さが周辺環境を超える場合も、棚田のビュースポットや幹線道路からの見え方に配慮する必要があります。

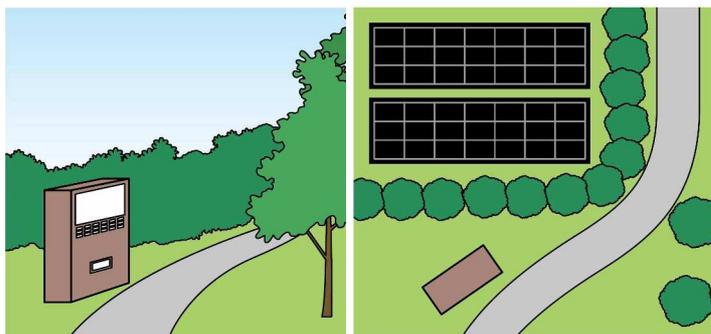


周辺の樹木の高さ以内にとどめる。

- ・ 太陽光パネルは原則として主要な視点場や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。

#### 【解説】

設置しやすいという理由だけで開けた見晴らしの良い場所に建設するのではなく、棚田のビュースポットや幹線道路から見えない位置に設けるよう配慮が必要です。



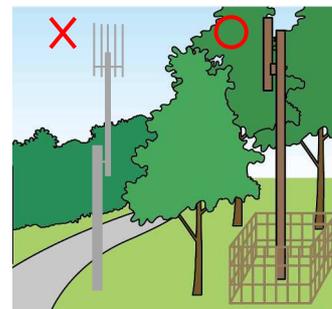
見えない位置に設ける。

## ②形態・意匠

- ・ 自然環境や棚田の景観と調和したデザインとするよう配慮する。

### 【解説】

工作物の形態や意匠が単独で優れていても、周辺と調和していない場合は地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、すっきりとしたデザインとするなど周辺と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。



アンテナと支柱を一体的に。

## ③形態・意匠（色彩）

- ・ 低彩度色とし、周辺の建築物や自然の色彩との調和に配慮する。

### 【解説】

けばけばしい色彩を使用すると、周辺の良好な景観を阻害するおそれがあります。そのため、工作物の色彩が周辺と調和し、また、できるだけ目立たなくなるよう、低彩度色とするような配慮が必要です。



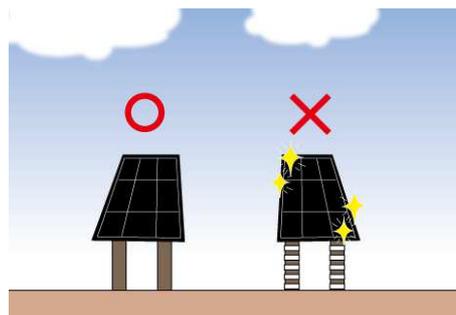
目立たない低彩度色を使用する。

## ④材料

- ・ 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。

### 【解説】

反射性の高い素材は、周辺に与える影響が大きいことがあります。そのため、反射性を抑えた製品の採用、設置場所を変える、取付け金物は本体と同系色に着色するなど見え方に配慮が必要です。



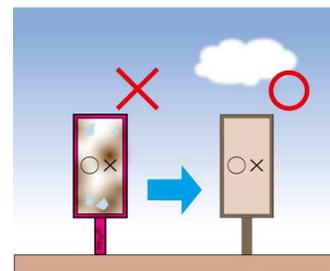
反射が少なく、目立たない素材を使用。

## ⑤その他

- ・ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

### 【解説】

既存の工作物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築等に併せて既存施設を補修し、現在の基準に適合するような配慮が必要です。

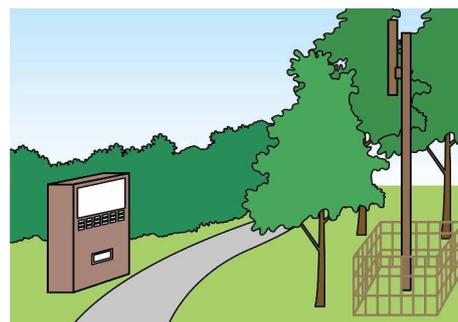


増築等の機会に既存部分を塗り替える。

- ・ 敷地境界に塀やフェンス等を設ける場合、周辺の景観との調和に配慮する。

### 【解説】

塀・垣・柵・フェンス等で敷地周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀などは避け、生け垣を設けるか、自然素材をできるだけ活用した塀や垣とするなどの配慮が必要です。

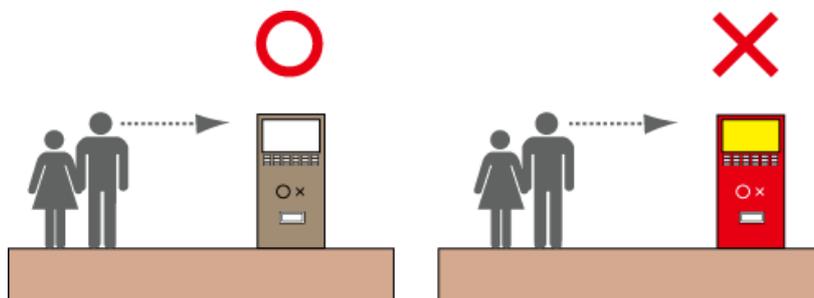


周辺の景観に配慮する。

- ・ 広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。

### 【解説】

奇抜な広告物や無機質な自動販売機は、周辺景観を阻害するおそれがあります。そのため、周囲の色との調和に配慮した塗装としたり、内蔵光源等の光量を抑えるなど配慮が必要です。



周囲の色との調和に配慮する。

## (1) 様式

- ・ 景観計画区域内における行為の届出書（県規則別記様式第1号）・・・P. 69
- ・ 景観計画区域内における行為の変更届出書（県規則別記様式第2号）・・・P. 71
- ・ 景観計画区域内における行為の通知書（県規則別記様式第3号）・・・P. 72
- ・ チェックリスト・・・P. 74

## (2) 添付図書

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	配置図	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類、高さ及び本数 6. 外構施設の位置、材料及び面積 7. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 100 分の 1 以上
	立面図	1. 各面の方位及び寸法 2. 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	彩色及びマンセル値 を表示 縮尺 50 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
開発行為（都市 計画法第4条第 12項）	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	現況図	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の現況及び地形 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 断面図に係る断面の位置及び方向 6. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 2500 分の 1 以上
	土地利用計画図	1. 方位 2. 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3. 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4. 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	縮尺 2500 分の 1 以上
	断面図	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面	縮尺 1000 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

### (3) 提出部数

正本、副本各 1 部



## (第2面)

3	その他の参考事項				
4	景観形成のために特に配慮した事項				
5	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6	届出内容の照会先	住 所			
		氏 名		電話	( ) -
※	受付欄	市町	土木総合事務所	景観形成推進室	
※	処理年月日	景観形成基準適合通知	勧告	公表	変更命令
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

## 備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 3 該当する口にレ印を付けてください。
- 4 ※欄は、記入しないでください。
- 5 届出者本人（法人又は団体にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第2号（第7条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書				
石川県知事 様		年 月 日		
		届出者 住 所 氏 名 電話番号		⑨
景観法第16条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。				
1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号		
2 行為の場所	地名及び地番			
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景観形成重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区（ 		
3 設計又は施行方法の変更の概要	変 更 前		変 更 後	
4 変更理由				
※ 受付欄	市町		土木総合事務所	
※ 処理年月日	景観形成基準適合通知	勧告	公表	変更命令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 3 該当する口にレ印を付けてください。
- 4 ※欄は、記入しないでください。
- 5 届出者本人（法人又は団体にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。



## (第2面)

3	その他の参考事項				
4	景観形成のために特に配慮した事項				
5	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6	通知内容の照会先	住 所			
		氏 名		電話	( ) -
※ 受付欄	市町	土木総合事務所		景観形成推進室	

## 備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 該当する口にレ印を付けてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。
- 4 通知者の代表者が署名する場合は、押印を省略することができます。

**景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）**

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

（○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。		
	・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。		
	・敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。		
	○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。		
	○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。		
	○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。		
	○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。		
	◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。		
	◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。		
	◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。		

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
形態 ・ 意匠	・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。		
	・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。		
	○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。		
	○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。		
	○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。		
	・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。		
	○農村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。		
	・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。		
	・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。		
・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。			
色彩	・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。		
	・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。		
	○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。		
	○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。		
	○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。		
○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。			

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
色彩	<p>&lt;のと里海地域&gt;</p> <p>◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（は）欄のとおりとする。 ただし、市街地部は、別表2（ろ）欄。</p> <p>&lt;それ以外の特別地域&gt;</p> <p>◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。</p>		
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</li> </ul>		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> </ul>		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

## 景観形成基準チェックシート（開発行為）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の 特 性	

項 目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
盛土 ・ 切土	・ 日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	・ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。		
	・ 自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。		
のり面	・ 大規模なおり面が生じないよう配慮する。		
	・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。		
樹木等	・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。		
	・ 景観に配慮した植栽計画とする。		

### 備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（建築物）**

**【景観形成重点地区(春蘭の里)における上乘せ基準】**

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</li> </ul>		
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に根ざした建築様式を継承した意匠とするよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は勾配屋根とするよう努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材は瓦とすることに努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。</li> </ul>		

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の屋外設備、附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面は白壁となるように努める（板張等の木の見え掛かり部分を除く）。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の瓦は黒色とするように努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備等を屋根（壁）材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。</li> </ul>		
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観部は、木材、土などの自然素材を用いるよう努める。</li> </ul>		

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
植栽	・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。		
	・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。		
	・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。		
	・やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。		
	・むやみに樹木を伐採しないよう努める。		
その他	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。		
	・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するように配慮する。		
	・ごみ置場は、木製格子や植栽等により目立たなくするなど周りの見え方に配慮する。		
	・広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないように努める。		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（工作物）**  
**【景観形成重点地区(春蘭の里)における上乘せ基準】**

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。		
	・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。		
	・鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。		
形態 ・ 意匠	・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。		
	・鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。		
色彩	・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。		
	・周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。		

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
材料	・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。		
	・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。		
	・金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。		
植栽	・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。		
	・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。		
	・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。		
	・やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。		
	・むやみに樹木を伐採しないよう努める。		
その他	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。		
	・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するように配慮する。		
	・広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないように努める。		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（開発行為）**  
**【景観形成重点地区(春蘭の里)における上乘せ基準】**

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
盛土 ・ 切土	・山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	・自然など既存の地形を活かし、地区の景観特性を踏まえた区画割りとなるよう配慮する。		
のり面	・大規模なのり面が生じないよう配慮する。		
	・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。		
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。		
	・景観に配慮した植栽計画とする。		
	・むやみに樹木を伐採しない。また、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう努める。		
	・地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（建築物）**

**【景観形成重点地区(奥のと里海 日置)における上乘せ基準】**

項 目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置、高さとする</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として2階建て以下とする</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既製品のカーポート、物置、コンテナその他簡易な構造の建築物は、岬自然歩道や幹線道路から目立たない位置に建築するよう努め、やむを得ず見える位置に建築する場合は形態・意匠に配慮する</li> </ul>		
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として適度な軒の出のある勾配屋根とする</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は瓦、壁面は下見板張とするよう配慮する</li> </ul>		

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう努める</li> </ul>		
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰色色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする</li> </ul>		
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料を使用するよう配慮する</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生（間）垣を設置するよう努め、やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、必要最小限にとどめるなど周辺景観に配慮する</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める</li> </ul>		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（工作物）**

**【景観形成重点地区(奥のと里海 日置)における上乘せ基準】**

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置とする</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう努める</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める</li> </ul>		
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限りシンプルなデザインとするよう努める</li> </ul>		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>低彩度色とすることにより、周辺の建築物や自然の色彩との調和に努める</li> </ul>	

項 目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観と調和した材料の使用に努める</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に努める</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反射の少ない素材（部材）を使用に努める</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界に塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する</li> </ul>		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

## 景観形成基準チェックシート（開発行為）

### 【景観形成重点地区(奥のと里海 日置)における上乘せ基準】

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
盛土 ・ 切土	・ 日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	・ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。		
	・ 自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。		
のり面	・ 大規模な のり面が生じないよう配慮する。		
	・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。		
樹木等	・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。		
	・ 景観に配慮した植栽計画とする。		

#### 備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（建築物）**  
**【景観形成重点地区(神子原)における上乘せ基準】**

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	・ 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置、高さとする。		
	・ 高さは原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。		
形態 ・ 意匠	・ 既存の伝統的な建築様式の建築物については、保全・活用に努める。		
	・ 屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。		
	・ 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。		
	・ エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。		
色彩	・ 外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。		

項 目		景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
形態・意匠	色彩	・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。		
		・屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。		
材料		・瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。		
		・金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。		
植栽		・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生け垣を設置するよう配慮する。		
その他		・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。		

備 考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（工作物）**  
**【景観形成重点地区(神子原)における上乘せ基準】**

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	・ 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置とする。		
	・ 周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。		
	・ 太陽光パネルは原則として主要な視点場や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。		
形態 ・ 意匠	・ 自然環境や棚田の景観と調和したデザインとするよう配慮する。		
	色彩	・ 低彩度色とし、周辺の建築物や自然の色彩との調和に配慮する。	
材料	・ 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。		
その他	・ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。		
	・ 敷地境界に塀やフェンス等を設ける場合、周辺の景観との調和に配慮する。		
	・ 広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**景観形成基準チェックシート（開発行為）**  
**【景観形成重点地区(神子原)における上乘せ基準】**

項 目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
盛土 ・ 切土	・ 棚田の形態をできる限り保つよう努める。		
のり面	・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の自然環境や棚田の景観との調和に配慮する。		
樹木等	・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮し、伐採は最小限に努める。		
	・ 区域内の緑化に努め周辺環境と調和した植栽計画とする。		
	・ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

■個別の計画に関するお問い合わせ、事前相談（石川県景観計画に関するもの）

担当課	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所建築課	〒923-0811 小松市白江町リ 61-1	0761 21-3333	能美市、川北町
津幡土木事務所建築課	〒929-0325 河北郡津幡町加賀爪又 111-1	076 289-4161	かほく市、津幡町、 内灘町
中能登土木総合事務所建築課	〒926-8586 七尾市本府中町ソ 27 番 9	0767 52-7604	羽咋市、志賀町、 宝達志水町、 中能登町
奥能登土木総合事務所（分室）建築課	〒929-2393 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768 26-2350	珠洲市、穴水町、 能登町
野々市市産業建設部都市計画課	〒921-8510 野々市市三納 1 丁目 1 番地	076 227-6091	野々市市

■その他制度全般に関するお問い合わせ、事前相談

担当課	所在地	電話番号	所管区域
土木部 都市計画課 景観形成推進室	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076 225-1759	景観行政団体を除 く県全域

※以下の市（景観行政団体）の区域については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

担当課	所在地	電話番号	所管区域
金沢市都市整備局景観政策課	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1-1	076 220-2364	金沢市
七尾市建設部都市建築課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地	0767 53-8469	七尾市
加賀市建設部建築課	〒922-8622 加賀市南町二 41 番地	0761 72-7936	加賀市
輪島市建設部都市整備課	〒928-8525 輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地	0768 23-1156	輪島市
白山市建設部都市計画課	〒924-8688 白山市倉光二丁目 1 番地	076 274-9558	白山市
小松市都市創造部まちデザイン第 1 課	〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地	0761 24-8100	小松市